

特例措置番号910の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 特例措置の評価・調査経緯	2
③ 前回評価以降の動き	20
④ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	21

①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成15年7月措置)

特例措置番号 910

病院等開設会社による病院等開設事業

これまで

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

関係法令：医療法（昭和23年法律第205号）第7条第7項等

取り巻く環境の変化

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

構造改革特区の活用

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる。

主な要件

- ① 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- ② 保険医療機関の指定は行われない（自由診療のみ）。
- ③ 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- ④ 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- ⑤ 医療法で定める広告規制を遵守すること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年2月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

神奈川県

活用自治体：神奈川県

かながわバイオ医療産業特区（平成17年7月認定）

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。



②特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成17年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成17年 下半期 (H18.1.26)	特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の評価として、平成18年度下半期に再度評価を行うこと。	—	総務省行政評価局によれば、 <u>①保険医療機関の指定等を受けられないため、経営面での困難さを伴うこと</u> <u>②高度な医療の提供のためには多額な設備投資と技術力を有した人材の確保が必要なことから本特例に関わる認定が少ないとしている。</u> 評価委員会としては、総務省行政評価局の指摘に加え、多額の資本を必要とする病院について<u>株式発行を含む直接金融による資金調達を認めることで、病院の効率化、医療の質の向上が図られると考えられること、そのようなメリットを有する株式会社病院について、診療報酬面で医療法人とのイコールフットィングの下に特区として実施すべき等の指摘を行ったところである。</u> 規制所管省庁によれば、本特例は、<u>自由診療とすることで医療保険財政への影響を避けながら、資金調達能力や研究開発意欲というメリットが生かせる高度な医療に限定することとされたものであり、本特例制度の創設の経緯や基本的枠組みに関わることとなる指摘については、医療法人制度の見直しを含めた医療制度構造改革の実施状況を見ながら慎重に検討することが必要とのことである。</u> 以上の議論を踏まえ、平成18年度下半期に再度評価を行うこと。

特例措置の評価・調査経緯

<平成18年度・19年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成18年 下半期 (H19.1.16)	その他 (規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行う。)	—	株式会社による医業経営の解禁についての規制改革全体の動向を見つつ、 <u>今後、全国展開に関する評価の時期に、評価を行うこととする。</u>
平成19年度 (H20.2.4)	その他 (平成20年度以降に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	<u>規制所管省庁</u>によれば、<u>本特例措置を活用している診療所においては、医療提供体制や安全管理に関する弊害は特段見受けられないものの、</u>現在、本特例措置を活用する特区計画は全国で1件しか認定を受けていない状況（その中で、本特例措置を活用して設置された病院等は、当該診療所1件）であり、その1件を対象とした調査結果から、<u>全国展開による弊害の有無について判断することは現時点では困難である、とのことである。</u> このため、 ①本特例措置を活用する特区計画が、これまで全国で1件しか申請されていないことに関し、<u>本特例措置を活用するに当たっての問題点は何か</u> ②医療サービスの供給者である病院等を対象とした調査のみではなく、<u>利用者である患者・国民の側の要望はどのようなものであるかなど</u>の観点を加えた上で、平成20年度において、弊害の発生、経済的効果及び本特例措置を活用するに当たっての今後の対応に関する調査を行うこと。 これらの調査を踏まえ、<u>平成20年度以降に評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

<平成20年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成20年度 (H21.1.29)	その他 (平成21年度に評価を行うとともに、内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することは困難であり、今後は本特例措置以外の事例の調査も行うほか、本特例措置についての周知や情報提供を一層進める必要がある。	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、 ・ <u>本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、本特例措置を現在実施している特区が全国で1件（その中で、適用事業者が1件）しかない状況であり、当該調査結果が本特例措置そのものに由来するものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものであり、常に同様の成果を収めることができるとは限らないのか、必ずしも明らかではないこと</u> ・ <u>本特例措置の適用事業者は、現在事業計画の見直しに着手するなど、経営の安定化に向けた途上段階にあること</u> から、現段階では適切な分析を行うことはできず、<u>全国展開により発生する弊害の有無について判断することは困難であるとのことである。</u> また、本特例措置については、現在実施している特区が<u>全国で1件にとどまっているが、規制所管省庁</u>によれば、<u>その理由の1つとしては、周知が十分でないことが考えられるとのことである。</u> 一方、評価・調査委員会による調査では、一定年数経過後、実績を勘案して関連分野等においても<u>一層の規制緩和が認められる等</u>のことがなければ大きな展望は望めない、<u>行える医療行為が限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる（地方公共団体）、高度な医療として定義されている単一の医療技術しか提供できない部分に不自由さを感じる場合がある（適用事業者）</u>などの指摘もみられる。 さらに、<u>本特例措置によらずに、昭和23年の医療法施行前から株式会社により開設され、経営されている医療機関や、同法施行後であっても職員の福利厚生を主たる目的として株式会社により開設され、経営されている医療機関が現在も存在し、地域の医療に貢献している例もみられる。</u>規制所管省庁によれば、これらについては、株式会社が経営していることによる弊害は、特に把握されていない。（次頁へつづく）

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			(つづき) 以上より、平成21年度においては、<u>本特例措置の実施状況から、本特例措置そのものに由来する弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行うこと。</u>併せて、上記の株式会社により開設され、<u>経営されている医療機関の運営の状況等について規制所管省庁において調査を行い、その運営実態を明らかにすること。</u> これらの調査を踏まえ、<u>平成21年度に評価を行うとともに、上記の地方公共団体等の指摘に係る検討を行う。</u> なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置についての周知や一層の情報提供に努めること。

特例措置の評価・調査経緯

<平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年度 (H30.4.24)	その他 (関係府省庁は、診療領域について、拡大要望も踏まえ検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会はその内容を議論し、一定の結論を得る。その上で、事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。)	関係府省庁によれば、 ・ <u>診療領域が高度な治療で自由診療に限定した本特定事業の場合、本来は同じ医療機関で行う必要がある治療等について他の医療機関を紹介せざるを得ない状況にあることから、事業者から診療領域の拡大が求められている</u> ・ <u>本特定事業が創設された平成15年以降の技術の進展等状況の変化も踏まえ、診療領域について整理する必要がある、本特定事業の全国展開については、少なくとも当該整理を行ったのち、検討する必要がある</u>とのことであった。 評価・調査委員会による調査では、 ・ 現時点で事業者における術数等も少なく研究開発も進行中であるため、地域への明確な効果は発現していないが、途上にある臨床研究が進めば治療メニューの拡大による術数の増加が見込まれること ・ <u>本特定事業は診療領域に制限があるため、今後、同領域の拡大が図られれば、大きな事業展開が見込まれ、また、企業が有するネットワークの共有、広域かつ多方面の企業に対するアプローチによる多角的な事業展開も可能となること</u>が確認された。 医療・福祉・労働部会では、 ・ <u>診療領域を自由診療に限定していることが事業推進の阻害要因になっていると</u>考えられるため、限定を解除したほうがよい ・ 先端技術関係事業には資金調達の多様性が必要で、本特定事業のニーズはあると思われることから、事業者が経営しやすい柔軟な対応が必要である ・ <u>関係府省庁は、診療領域について、高度医療との関係性、患者の利便性、効率性を考慮しつつ、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行う必要がある</u>との意見が出された。	関係府省庁は、<u>診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

<平成21年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成21年度 (H22.2.4)	その他 (内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成23年度に評価を行う。)	全国展開により発生する障害の有無について現時点で判断することは困難であるため、 <u>今後は本特例措置についての周知や情報提供を一層進め、検証に必要なデータを蓄積し、引き続き全国展開について検討する必要がある。</u>	<u>規制所管省庁</u>によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、<u>本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、現在株式会社特区病院は1病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではないことから、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできないとのことである。</u> 一方、<u>評価・調査委員会</u>による調査では、本特例措置による効果の発現については、現在までのところ診療所経営に注力しているためわからない（地方公共団体）としており、また、<u>本特例措置の適用事例が少ないことについては、行える医療行為が非常に限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる（地方公共団体）、事業性の実証には新技術の場合5年はかかる（適用事業者）との指摘もあった。</u> 以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置による弊害が把握されるかどうか、<u>規制所管省庁において引き続き調査を行い、検証に必要なデータを蓄積するとともに、上記の地方公共団体等の指摘を踏まえ、全国展開に係る検討を行った上で、平成23年度に評価を行い、結論を得ることとする。</u> なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。

特例措置の評価・調査経緯

<平成25年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成25年度 (H26.3.5)	その他 (平成29年度に評価を行う)	関係府省庁の調査によれば、現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、同診療所は、<u>他の周辺診療所が平成23年の東日本大震災の影響等による休止等を行わない中、震災等による経営不振のみを理由に休診していること、またその休診前後で患者視点でなく株主の意向により診療方針が大きく変化していることから、患者への影響は相当程度あったものと考えられる。患者への対応は行われているものの、今後も同様の事情により、患者に適切に治療を行えなくなる可能性もあることから、弊害になり得る可能性がある</u>とのことであった。 評価・調査委員会による調査では、平成23年の株式売買による株主資本の入替えにより、<u>同診療所の診察再開、事業の継続が可能となったことが確認された。</u> 他方、<u>株主変更後、美容領域（豊胸等）から治療領域（乳房再建、顔面再建等）に診療領域が変更</u>されており、同診療所に関して、事業性の実証には今後1年～2年程度の期間が必要であること、今後3年（平成26年～平成28年）の経営方針として、乳房および顔面の再建市場における事業の拡大を目指しており、具体的には学会等を介しての医療機関連携推進といった取組を予定していることが確認された。 以上より、<u>診療領域の変更による弊害の発生の有無等を検証する必要があることから、同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。</u> また、<u>評価に当たっては、本特定事業のフレームワークについて議論すべきである。</u>指摘されたフレームワークの問題点については平成26年2月5日開催の医療・福祉・労働部会の議事概要のとおり。	現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、<u>平成23年の株主変更後、診療領域を変更している。</u>したがって、弊害発生の有無等を検証する必要があることから、<u>同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。</u>

関係府省庁からの報告①

第65回 医療・福祉・労働部会（H31.2.14）

・ H29年度評価意見に従い、関係府省庁から調査結果を報告

関係府省庁提出資料（平成31年2月14日 第65回医療・福祉・労働部会）

病院等開設会社による病院等 開設事業

対応状況について

【構造改革特別区域推進本部決定（平成30年9月7日）】

関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。

その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。



厚生労働省において、事業者より要望のあった施術について、その実施が可能かどうか検討を行ってきたところ。

関係法令における規定

許可に係る高度医療以外の提供については、構造改革特別区域法第18条第6項において、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合には、許可に係る高度医療以外の医療を提供できるとされている。

「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」について、「構造改革特別区域法逐条解説」(p85)においては、次のいずれかに当てはまる場合には実施が可能としている。

- ① 高度な医療の必要性の診断に至るまで状態を安定させるために必要な医療、入院、検査、投薬等診断を行うために必要な医療
- ② 高度な医療の対象となることが判明した者に対する高度な医療の提供に付随する入院、投薬等
- ③ 高度な医療の提供が終了した後当該高度な医療の効果を維持する上で必要と認められる医療

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)

第十八条

- 6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

対応状況及び今後の対応について

事業者より要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要がある」と認められる場合に該当するかどうか、医学的観点からの判断が必要であるため、複数の有識者に意見を伺ったところ。

その結果、19の施術のうち一部の施術については「高度医療を提供する上で必要がある」と認められる場合に該当するとの御回答を共通して頂いている一方、該当しないという御意見を共通して頂いた項目や、御意見が分かれた項目がある。



そのため、関係学会にも要望のあった施術について御意見を伺う予定。

関係府省庁からの報告②

第68回 医療・福祉・労働部会（R2.2.17）

- ・事業者より要望のあった19の施術について関係学会等に意見照会した結果を報告。

病院等開設会社による病院等 開設事業

対応状況について

【構造改革特別区域推進本部決定（平成30年9月7日）】

関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。

その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。



事業者より要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要であると認められる場合」に該当するかどうか、医学的観点からの判断が必要であるため、複数の有識者に意見を伺ったところ、御意見が分かれた項目があった。

そのため、関係学会等にも意見を伺うこととさせていただき、昨年の部会において、2019年度中に報告することになったところ。



関係学会等にも意見を伺い、要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要であると認められる場合」に該当するかどうかの、御報告させていただくもの。

関係法令における規定

許可に係る高度医療以外の提供については、構造改革特別区域法第18条第6項において、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合には、許可に係る高度医療以外の医療を提供できるとされている。

「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」について、「構造改革特別区域法逐条解説」(p85)においては、次のいずれかに当てはまる場合には実施が可能としている。

- ① 高度な医療の必要性の診断に至るまで状態を安定させるために必要な医療、入院、検査、投薬等診断を行うために必要な医療
- ② 高度な医療の対象となることが判明した者に対する高度な医療の提供に付随する入院、投薬等
- ③ 高度な医療の提供が終了した後当該高度な医療の効果を維持する上で必要と認められる医療

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)

第十八条

- 6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

御要望のあった施術とその実施可否について

関係学会にも要望のあった施術について御意見を伺い、要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当する可能性があるものについての整理は以下のとおり。(※)

(※)該当する可能性があるとした施術であっても、構造改革特別区域法第18条第6項に規定されているように、許可に係る高度医療を提供する上で必要がある範囲で実施する必要がある、具体的には、前頁の「構造改革特別区域法逐条解説」に記載のある①～③の範囲で実施される必要がある。

御要望のあった施術とその実施可否について

番号	施術名称	構造改革特別区域法第18条第6項における、「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当する可能性があるか否か △(CALを用いて一体的に行われる医療に限る。 (以下全ての「△」について同じ))
1	瘢痕形成術	△
2	真皮脂肪移植術	△
3	局所皮弁・動脈皮弁移植術	△
4	デブリードマン	△
5	エキスパンダー挿入	△
6	植皮	△
7	ヒアルロン酸注射	△
8	ボトックス注射	△
9	脂肪吸引術	△
10	上眼瞼形成	△
11	下眼瞼形成	△
12	フェイスリフト	△
13	多汗症治療	×
14	女性器形成	×
15	フラクショナルレーザー	×
16	脱毛レーザー	×
17	CO2 レーザー	×
18	色素レーザー	×
19	医薬品処方	△個々の薬剤について判断する。

特例措置の評価・調査経緯

<令和3年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和3年度 (R5.4.13)	その他（関係府省庁は、診療領域の拡大について要望内容の検討を行い令和4年度内目途に評価・調査委員会に検討状況を報告すること。その上で事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。）	評価・調査委員会の調査では、 ・CAL（Cell-Assisted-Lipotransfer）法と一体的に行われる施術の実施が認められたが、<u>新規患者数や手術件数は伸びていないこと、逆にコロナ禍により新規患者数が減少していること、</u> ・<u>本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なこと、</u>が確認された。 ・また特定事業者からは、株式会社であるメリットとして、<u>①通常の医療機関とは違い、診療所での損失分を会社の資金で補てんすることが可能であり、損失が大きい状況においても自社の診療所を閉院・休院することなく患者の治療が継続可能であること、②臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献できるなど臨床と研究の関係性で非常に効率が良いとの回答があった。</u> ・その外、<u>特定事業者からは、構造改革特区法第18条で定められている厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療の6項目について、「高度な技術を用いて行う細胞医療」を追加することで、本特定事業を効果的・効率的に推進することができるとの要望があった。</u> 関係府省庁の調査では、 ・株式会社による医療経営に係る特区制度について、<u>4自治体から「知らない」との回答があった。</u> ・既存の株式会社立医療機関からは、<u>①株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいことなどの回答があり、②デメリットとして、医療についての専門的知識が少ない決裁者への説明が必要なため、柔軟、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないことなどの回答があった。</u> ・特定事業者からは、<u>新たな診療領域の拡大については、あくまでもCAL組織増大術に付帯する形でのみ認められたため、拡大領域を提供する機会は少なく、診療領域拡大の効果を確認できていないとの回答があった。</u> なお、関係府省庁からは、全国展開により発生する弊害の有無として、<u>特区制度を活用している実績が1件のみであることから弊害発生の有無は判断できないものの、全国展開も含めた今後の方向性について検討する前提として、</u> ・現場における意見相違の具体的内容や解消手段について、より詳細に調査する必要がある、 ・特定事業者からの要望について、日本における再生医療の発展の現状も踏まえ、本特区制度における課題を整理する必要がある、 とのことであった。 （次項へつづく）	関係府省庁は、事業者の要望内容について検討を行い、令和4年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）は、その検討結果を踏まえ、 <u>令和7年度までに改めて評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

<令和3年度>

評価 時期	評価の 内容	評価の判断理由	今後の 対応方針
		(つづき) 医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・株式会社病院の経営が上手くいくためには、地域住民の特性（年齢構成など）、他の医療機関、診療科の設置状況などを考慮したフィージビリティスタディが必要であり、それを踏まえた経営判断に基づき、設置を決定することが重要であること。関係府省庁においては、しっかりとその点を確認することが必要。 ・株式会社病院が臨床現場となる場合には、研究倫理のチェックが必要。関係府省庁においてしっかりとその点を確認することが必要。 との意見があった。 また、特定事業者からの要望内容の実現可能性について、関係府省庁の見解の確認があり、関係府省庁から要望内容は再生医療と特区で認められている高度医療の議論が混在しているとの説明があった。 以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、 ・<u>CAL法と一体的に行われる施術の実施が認められたものの、特定事業者の運営する医療機関において、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、</u> ・<u>コロナ禍の影響で新規患者数の減少も見られ、経営状況も厳しいことから、現時点では全国展開が適当とは判断し難いこと、</u> ・<u>一方、特定事業者から、「高度な技術を用いて行う細胞医療」について高度医療として認めて欲しいこと、これが認められることにより本特定事業を効果的・効率的に推進することができる」との要望があったことから、関係府省庁において要望内容の詳細を確認の上、専門的な見地から要望内容を検討し、年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。</u> ・<u>その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行うこと。</u> が適当とする。	

③前回評価以降の動き

○病院等開設会社による病院等開設事業(910)

- ・令和3年度評価の際に特定事業者から診療領域の拡大について要望があった。
- ・令和4年度に要望を取り下げ(十分な体制を整えることが難しいため)
- ・令和6年12月に特定事業者に新たな要望等について実地ヒアリングを実施
→新たな要望については現時点ではない

④規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	神奈川県	神奈川県	かながわバイオ医療産業特区	神奈川県の全域	地域経済の活性化には先端的で高度な研究成果に基づく新たな技術・産業の創出促進が重要であり、中でもバイオ関連技術は多様な業種への波及効果が期待される分野である。そこで、本特区計画により、バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。	910	・病院等開設会社による病院等の開設	第8回 平成17年7月19日 認定

特例措置番号920の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 特例措置の評価・調査経緯	2
③ 前回評価以降の動き	16
④ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	17
⑤ 参考：令和4年度の自治体ヒアリング概要	30

①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成16年2月措置)

特例措置番号 920

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

※3歳以上については、公立・私立問わず平成22年6月から全国展開済（現行制度で対応可）

これまで

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

取り巻く環境の変化

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

構造改革特区の活用

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- ② 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- ③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するように努めること。

認定
計画数

122 件（累計）

75 件（令和7年2月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

北海道清里町

地産地消で豊かな給食特区（平成16年12月認定）

女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実は重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。

また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。



②特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成17年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成17年 上半期 (H17.8.31)	その他 (平成18年度 上半期に評価を 行う。)	全国展開により発生する 弊害の有無について 現時点では判断できな い。	規制所管省庁によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、 ① 食物アレルギーに対するきめ細やかな対応や体調不良児等に対する<u>きめ細やかな対応が行われなかった、と答えた市町村、保育施設、保育士及び保護者の数が多かった</u> ② 搬入元との委託内容に係る契約書を締結することや、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を事前に搬入元に対し明示することとなっていたが、<u>こうした要件についての遵守状況が悪かった</u> 等とのことであり、全国化については引き続き今回の調査結果を特区の実施市町村に情報提供し、<u>取組の改善を促しつつ、実施施設を増やしてデータを再度収集した上で判断すべきもの</u>と考えるとのことである。 これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、規制所管省庁による取組の改善を促した結果も踏まえて、事業の実施状況について再度調査を行うこと。その上で、<u>平成18年度上半期に評価</u>を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。

<平成18年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成18年 上半期 (H18.731)	その他 (平成19年度上半期に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	規制所管省庁によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、 ①<u>低年齢児、食物アレルギーや体調不良児等への対応について、弊害が生じていると</u> <u>いわざるを得ない</u> ②特例措置の要件のうち ・搬入元との委託内容に係る契約書を締結している自治体が1市町村のみであった、 ・給食が栄養基準を満たしているかの確認を行っていない自治体や、調理業務の衛生的取扱いについて市町村や施設が確認を行っていない自治体が一定割合存在した等、昨年12月に<u>取組状況の改善に係る留意事項を通知しても状況がほとんど改善していなかった</u>ことから、当該規制の特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。 全国展開については、 ①<u>特区の実施要件等を定めた通知</u>では、文中で通知を引用している部分があることなど、<u>自治体担当者からは内容が分かりにくかった可能性</u>があり、これらを再度書き下すこと ②また、委託者と受託者の間では契約書の締結がどうしても難しい場合には、「覚書」等の代替手段により「実効」を確保すべきであることを示すこと など、<u>再度、要件、留意事項などを分かりやすくした通知を発出し、改めて当該特例事業に係る取組の改善を促した上で、判断すべきものと考え</u>るとのことである。 また、認定こども園制度においては、特区制度とは異なり個別の認定によって、公立保育所であるか否かを問わず、給食の外部搬入が認められる場合があるが、このような事例の積み重ねも、外部搬入の円滑な実施に必要なノウハウ等の明確化に資するとのことであった。 これらを踏まえ、規制所管省庁は、本特例措置を活用している自治体に対し通知を行い、早期に、かつ、確実に取組の改善が図れるよう措置すること。その上で、<u>平成19年度上半期に評価</u>を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。

特例措置の評価・調査経緯

<平成19年度>

評価 時期	評価の 内容	評価の判断理 由	今後の対応方針
平成19 年度 (H20.2.4)	その他 (平成20 年度に評価 等を行 う。)	全国展開により発生 する弊害の有無につ いて現時点では判断 できない。	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、 ①食物アレルギーや体調不良児等への対応については、引き続き、弊害が生じていると言わざるを得ない。 ②本特例措置の要件のうち、 ・搬入元との委託内容に係る契約書を締結することについては、前回調査から改善が見られたものの、なお締結していない自治体が存在している ・入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を業者に明示することについては、明示していないと回答のあった自治体の割合が増加している 等の状況が見られ、平成17年に引き続き、平成18年12月に取組状況の改善に係る留意事項をあらためて通知したものの、状況が未だ改善していなかったことから、本特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。 しかし、今回の調査では、本特例措置を活用している保育所と、自園調理を行っている保育所との十分な比較がされておらず、以上のような弊害が本特例措置から生じているかどうかは明らかではない。 このため、 ①本特例措置を活用している保育所の現場に直接出向く等して、本特例措置の運用上の問題点やその対策を検討するとともに、 ②自園調理を行っている保育所の状況と本特例措置を活用している保育所の状況の比較を行う などの観点を加えた上で、平成20年度において、弊害の発生及び経済的な効果に関する調査を行うこと。 これらの調査を踏まえ、平成20年度に評価等を行う。 なお、規制所管省庁は、福祉施設に関する基準に係る規制改革や地方分権改革の動向について、報告を行うこと。

特例措置の評価・調査経緯

<平成20年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成20年度 (H21.1.29)	その他 (全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進め、平成21年度に評価を行う。)	本特例措置を全国展開することにより制度上の弊害が発生することが懸念されることから、これを除去するための適切な方策を検討する必要がある。	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、 ・外部搬入を行っている保育所における児童の処遇は年々改善の傾向にあるものの、<u>自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの現場の認識が多かった。特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。</u> ・この状況を踏まえれば、本特例措置を全国展開する場合には、<u>調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。</u>このことから、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開については、引き続き検討が必要と考える。 とのことである。 しかしながら、評価・調査委員会による調査では、<u>本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、節減した経費で多様な保育ニーズへの対応が可能となる、食育の推進や地産地消の拡大が図られるといった効果が発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。</u> このことから、規制所管省庁においては、今回の調査結果等を踏まえつつ、平成21年度にはより具体的な調査を進めることとする。具体的には、外部搬入であっても体調不良児への対応などの課題に対応しているとする保育所と、自園調理により同じ課題に対応しているとする保育所の関係者をはじめ、地方自治体や栄養・保健衛生の専門家に対するヒアリング等を行い、<u>保育の質の確保及び資源の有効利用の観点から、保育所における給食提供にあたっての留意点、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の改善方法や留意点等の検討を行うことが適当である。</u>この結果も踏まえ、平成21年度に評価を行い、弊害の除去のために必要な要件を含め結論を得る。

特例措置の評価・調査経緯

<平成21年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成21年度 (H22.2.4)	<u>地域を限定することなく全国において実施（ただし、3歳以上児に対する給食に限る。）</u>	3歳以上児については、全国展開を不相当とするような弊害は認められない。しかし、 <u>3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から特に配慮が必要であるため、懸念される弊害を除去するための適切な方策を引き続き検討しつつ、特区として継続することとする。</u>	規制所管省庁による本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果を見ると、昨年度までの評価において課題とされてきた、<u>アレルギー児・体調不良児への対応については、外部搬入によっても、基本的に自園調理と同様の対応がなされていることが明らかになりつつ、</u> ・乳幼児期においては、発達段階に応じたきめ細かな配慮が必要であり、特に、歯の萌出状況及び咀嚼機能発達の観点から、<u>大人の食事に近い食物の摂取が可能になるのは3歳頃であり、3歳未満児の給食については、特に配慮が必要であるが、外部搬入による場合、調理者が子どもの発達段階や喫食状況を把握することが難しいため、個に応じた給食の提供について課題がある。</u> ・家庭における食育の機能が低下している中で、<u>保育所における食育の推進が重要であり、外部搬入による場合、調理員の調理姿が見えない等、調理する者と子どもの関わりや、発達状況や喫食状況を把握することが困難であるという課題がある。</u> ・このような状況を踏まえると、保育の質の引き下げをもたらさずに、外部搬入方式による給食を全国展開するには、依然として解決しなければならない課題があり、子どもの健やかな育ちの観点から、慎重に検討を続ける必要があると考える。 とのことである。 しかしながら、評価・調査委員会による調査では、<u>食物アレルギー児及び体調不良児への対応では、保護者・搬入元等との連携を取りつつ、きめ細かに対応しているほか、地元食材の活用を初めとする地域独自の食育の推進や地産地消の取組が実施されており、また、本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、節減した経費で一時保育や延長保育等の多様な保育ニーズへの対応が可能となったといった効果が多数発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。併せて、<u>私立保育所における外部搬入の容認を求める声や幼稚園と同様に特別の手続きを経ずに外部搬入を認めて欲しいという声も見られた。</u>なお、きめ細かな対応とするためには配慮すべき課題もあるとの一部指摘もあった。（次頁へつづく）</u>

特例措置の評価・調査経緯

評価 時期	評価の内 容	評価の判断 理由	今後の対応方針・全国展開の実施内容
			(つづき) このことから、 ・ 3歳以上児については、全国展開することが適切であり、また、同じく外部搬入の容認を求める声があがっている私立保育所についても、同様の対応とすべきである。 ・ 一方、なお課題があるとされる3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から、特に配慮が必要であるため、引き続き、懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討を行いつつ、特区として継続することとする。また、同じく外部搬入の容認を求める声があがっている私立保育所についても、公立保育所における上記方策の検討を踏まえ対応すべきである。 併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るため、規制所管省庁において、好事例集・ガイドライン等を検討・策定することが適当である。 (全国展開の実施内容) 平成21年度中に措置 3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重視性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと。

<平成24年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成24年度 下半期 (H25.3.6)	その他 (子ども・子育て 関連3法の施行状 況等を踏まえて、 平成28年度に評 価を行う)	関係府省庁によれば、 ・発達段階に応じた給食の対応特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている。 ・アレルギー児への対応について、<u>3歳未満児は食物アレルギーの有病率が3歳以上児より高いことに留意が必要であり、学校給食センターや大量調理用の設備しかない場合は代替食の提供は難しく、弁当を持参させたり各保育所で除去したりしている場合が多い。</u> ・体調不良児への対応について、<u>3歳未満児は体調の変化が激しいことに留意が必要である。</u> ・食育への対応について、<u>調理員・栄養士と子どもの関わりを持つことが困難</u>である。自園調理をしないと保護者からの食に関する相談に十分に対応できず、保育所の持つ保護者支援の機能が十分発揮されない。 ・保育所と外部搬入事業者の連携について、<u>学校給食センターの栄養士と保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られる。</u> とのことであった。(次頁へつづく)	関係府省庁は、調査結果を踏まえ、<u>上記弊害を除去するため、</u>前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、<u>ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。</u>評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、<u>平成28年度に改めて評価を行う。</u>また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 評価・調査委員会による調査では、 ・ <u>本特例措置の実施に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育所設備の改修、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている。</u> ・ <u>発達段階に応じた給食について、外部搬入により対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えて提供すること、乳幼児の喫食状況を栄養士が把握し献立に反映するといった工夫により対応している保育所が存在する。</u> ・ <u>アレルギー児への対応について、外部搬入により対応できない部分については、代替食材、アレルギー食物除去・加算調理、自園調理等で対応している保育所が存在する。</u> ・ <u>食育への対応について、調理する者と子どもの関わり等、保育所における食育を推進するため、保育園の畑で、野菜の栽培と収穫を行い、児童自らが調理して食する機会を設ける等の取り組みを実施している保育所が存在する。</u> ことが確認された。 以上より、関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、<u>平成28年度に改めて評価を行う。</u>また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。	

<平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年度 (H30.4.24)	その他 (2021年度までに改めて評価を行う)	<u>関係府省庁</u>によれば、給食の外部搬入を導入している保育所においては、 ・発達段階に応じた給食について、<u>発達段階に配慮した離乳食の提供など、3歳未満児に必要な個別の対応が困難である</u> ・アレルギー児への対応について、未就学児、特に低年齢児のアレルギー原因物質は、多岐に渡っている上、低年齢の発症が多く、有病率についても年々増加傾向にあるが、<u>代替食の提供が難しく、弁当を持参させている場合が半数以上にのぼる</u> ・体調不良児がいる場合の対応方法として、献立内容に応じて当該児童分だけ別に調理する、症状により量の加減や品目の除去又は変更を行うなどの<u>きめ細かい対応が十分にできていない</u> ・搬入後に保育所で調理・加工を行う場合が多く、<u>衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている</u> ・食育への対応については、自園調理を行っている保育園に比べ、総じて食育への取り組み割合が低くなっている ・<u>保護者のニーズ・評価について、自園調理が外部搬入を上回る</u> ・保育所と外部搬入事業者の間の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である など、<u>前回評価で弊害として提示された問題点が依然として存在していることが確認され、保育所における食事の提供は保育の質と不可分であり、「子育て安心プラン」でも保育の量的拡充と質の維持・向上は車の両輪であることを踏まえても、子どもの安全で健やかな成長の観点から、自園調理を基本とすべきであり、3歳未満児への外部搬入の全国展開については弊害が大きく慎重な検討が必要であるとのこと</u>であった。(次頁へつづく)	<u>関係府省庁</u>は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、<u>保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。</u> また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めて<u>ガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</u> <u>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、2021年度までに改めて評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) また、<u>園の規模が小さいことや財政状況を理由に外部搬入の導入を行っている自治体がみられた（後述の評価・調査委員会による調査）</u>ことについて、<u>こうした課題の解決策としては、平成27年度より子ども子育て支援新制度において導入された小規模保育事業への移行などの方策が存在しており、各自治体が保育行政の効率化を試みる際には、安全性等の確認されていない特例措置を実施する前に、まずはこうした既存施策での対応を十分に検討すべきである</u>とのことであった。 評価・調査委員会による調査では、 ・ <u>本特例措置の活用に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・0歳児保育の充実、保育所設備の改修、保育料や給食費の軽減等、保育サービスの充実に繋がっている</u> ・ <u>発達段階に応じた給食について、外部搬入元で離乳食担当職員を配置し個別対応の充実を図り、対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えるといった工夫により対応している事例が存在する</u> ・ <u>アレルギー児への対応について、外部搬入元で一律に主要なアレルギー食材を除去し、対応できない部分については、保育所、保護者及び外部搬入元が連携をとり、代替食材の提供や各保育所において除去等で対応している事例が存在する</u> ・ <u>調理人材の確保や規模的に自園調理の実施が難しい保育所の運営を可能にし、保育の実施機会の拡大につながっている事例が存在する</u> ・ <u>食育への対応については、保育所内で調理過程が見られない等の制約はあるが、保育所での野菜づくり体験、外部搬入元への社会見学の実施、外部搬入元の管理栄養士による食育指導など新たに食育活動を展開している事例も存在することが確認され、また、</u> ・ <u>施設の老朽化や児童数の減少、財政状況のほか、多様な食材調達、調理員不足への対応、大型施設での衛生管理の充実等から外部搬入を選択している事例も見られた。（次頁へつづく）</u>	

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 以上より、<u>医療・福祉・労働部会の審議においては、本特例措置の効果やニーズは一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早であり、関係府省庁は次の点に取り組む必要があるとされた。</u> ・<u>各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行うこと。</u> ・<u>関係府省庁の調査において、多くの弊害が存続していることが明らかになったことから、ガイドライン等の周知・徹底を含め、保育所の食事提供のリスク低減に必要な対策を検討・普及し、調査等によるモニタリングにより、その実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消に向けた取組を推進すること。</u>	

<令和3年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和3年度 (R4.5.13)	その他（関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。）	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業の実施により、<u>食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられた。</u>また、<u>施設の構造上、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認された。</u> ・離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、<u>保育所の調理員が個別に対応すること、アレルギー児への対応については、入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供、食育への取組については、保育活動に畑作業を取り入れる、栄養士を配置し食育活動を実施する、地元農産物を取り入れた給食の提供などの取組がみられた。</u> ・保育士からの評価として、<u>地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられることから3歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。</u> ・保護者からの評価として、<u>バランスが良いメニューなので良い、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、子どもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。</u>（次項へつづく）	関係府省庁は、今回の調査結果を踏まえ、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。

特例措置の評価・調査経緯

評価 時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 関係府省庁の調査では、 ・ <u>アレルギー児への対応として、自園調理では8割を超える施設で個別対応が出来ているのに対し、外部搬入を行う施設では約5割に留まっている。</u> ・ <u>発達段階に応じた食事の提供について、離乳食の対応が出来ていない施設が4割超、複数段階に分けて離乳食を提供できている施設は4分の1程度に留まっている。</u> ・ <u>体調不良児について、個別に調理する対応に関しては、自園調理を行う施設のうち3割以上で対応出来ているのに対し、外部搬入を実施する施設では2割に満たない状況となっている。</u> ・ <u>食育への取組について、全ての項目について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っている。</u> ・ <u>事故が発生したかどうかについて、自園調理を行う施設では4.4%であるのに対し、外部搬入を実施する施設では10.9%となっている。</u> ・ <u>特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あった。</u> <u>また、事故の発生状況や食育への取組状況等からも、課題が確認された。</u> こうした調査結果を踏まえ、<u>関係府省庁からは、国の認定を受けた上で、構造改革特区事業として一定の質を担保した上で事業を実施することが適当であり、全国展開は妥当ではないとの意見があった。</u> 医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・ 委員による現場視察をお願いしたいこと、 ・ 全国展開という判断をするには、各保育所においてガイドラインを踏まえた対応が適切に取られているなど質の担保が確保されていることが必要であること、と いった意見があった。 ・ 一方、自治体から認定申請事務の簡素化要望、例えば、「保育施設の廃止や、名称の変更などの場合は、計画変更の申請では無く報告のみで可能とする」などができていることから、こうした事務手続の簡素化について、検討してもらいたい。との意見があった。 ・ なお、給食センターは災害対策のツールとして活用可能であるが、そうした活用をしている自治体がないかの確認があった。 (次項へつづく)	

特例措置の評価・調査経緯

評価 時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、 ・特例の実施に当たり、各種の要件が課されているが、そうした要件を満たした形で取組が実施されているのか、運用について自治体任せになっているのではないかという懸念があり、このため、全国展開に向けた議論を進める上では、現場の実態も確認しながら議論する必要があると考えられること。 ・自治体によって取組に差があると考えられるため、今回の調査結果を踏まえ、関係府省庁で連携して、<u>取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、今年度中を目途に改めて報告すること。</u> ・併せて、今回、コロナ禍の関係もあり実施できなかった、<u>「委員の視察」についても検討・実施すること。</u> ・<u>現地調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知、徹底を行っていただき、令和7年度までに改めて評価を行うこと。</u> ・また、自治体の事務負担の軽減の観点から、関係府省庁において、区域計画の変更認定の申請手続の簡素化について併せて検討し、今年度中を目途に検討結果を部会あてに報告すること。 が適当とする。	

③前回評価以降の動き

○ 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)

- ・920と939, 2001※は全国展開が適当か判断につき、確認すべき論点がほぼ同様の事項となっていることから、前回(令和3年度)同様に令和7年度に合わせて評価する。
- ・令和3年度の調査結果を踏まえ、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対するヒアリング調査を実施し、令和5年3月に評価・調査委員会へ報告している。
- ・関係省庁にて令和3年度の調査結果を踏まえ、適切な運用に向けてガイドラインを令和6年度中に改定予定

※ 939:児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2001:公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

④規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	北海道	せたな町	地産地消で育む豊かな給食特区	北海道久遠郡せたな町の全域	本町には、認定こども園、保育所、保育園がそれぞれ1か所ずつあるが、人口減少により調理員の確保が困難になっており、給食を自園調理することが難しくなっている。保育の役割を維持するためには、少しでも保育所運営の合理化を図り、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。 そのため調理機能の集約を行い、認定こども園で調理した給食の外部搬入方式を導入することは、食材の一括調達や調理員の合理的配置、施設設備の維持管理等経費の大幅な節減が図られ、保育所運営や子育て支援施策充実のための財源確保が可能となる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第63回
2	北海道	清里町	地産地消で豊かな給食特区	北海道斜里郡清里町の全域	女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実が重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第6回
3	北海道	湧別町	地場産品を使用した安全で安心な給食特区	北海道紋別郡湧別町の全域	オホーツクの新鮮で豊富な農産物、魚介類を使用した給食を学校給食センターより保育所に提供することにより、地産地消に配慮した食事が提供できる。また健全な身体と健全な心の育成のためには、規則正しい生活・食生活の確立とバランスの良い食事が不可欠であるが、学校給食センターから食事の提供を受けることで、保育所から中学校まで一貫した食育推進が可能となり、子どもたちの健やかな成長のために望ましい食習慣が定着する。加えて給食食材の一元購入により経費の節減が可能となり、公立保育所の効率的な運営を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
4	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	本町では、幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスのさらなる充実に向け、「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に据えた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進するものである。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第10回
5	茨城県	阿見町	阿見町いきいき子育て給食特区	茨城県稲敷郡阿見町の全域	阿見町では、現在13ヶ所の保育施設・事業所(定員989名)で保育サービスを提供している。公立保育所については、所内の調理設備が老朽化しているため、高まる保育需要に対し、園内調理での対応が困難な状況にある。学校給食センターからの給食の外部搬入を実施することにより、安全で質の高い給食を効率的に提供することが可能となり、幼児から中学生までの一貫した食育に取組むことができる。また、保育所運営の合理化により節減された経費を財源として、子育て支援の更なる充実が可能となる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
6	群馬県	上野村	上野村子育て子育て・いきいき給食特区	群馬県多野郡上野村の全域	近年女性の社会進出等多様化する保護者の就労により、子育て世帯の保護者の仕事と子育ての両立支援は上野村でも課題となっている。その中で子育て支援のニーズに対応する保育所の役割は重要で、その維持のためには保育所運営の合理化を図り、自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。学校給食センターの給食外部搬入方式を導入することは、食材の一元購入や調理員の合理的配置等経費の大幅な削減が図られ、保育所運営等子育て支援策充実のための財源確保が可能となる。また、地産地消を促進させ食育の推進にもつながる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第57回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
7	群馬県	六合村	くにつこニコニコ給食特区	群馬県吾妻郡六合村の全域	六合村は群馬県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして急激な少子化が進む村である。幼保合築施設「六合こども園」を建設し幼保一体化の運営を行うなどの施策を講じているところであるが、限られた財源を効率的に使い満足の行く保育サービスを実施するため、保育所の給食を学校給食センターから外部搬入できるようにし合理的な運営を可能とする。このことにより、食材の多様化など豊かな給食の提供が可能となるとともに、保育所と小学校の一貫した食育を行うことが可能となる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第10回
8	群馬県	みなかみ町	みなかみ町藤原地区食育推進給食特区	群馬県利根郡みなかみ町の区域の一部(藤原地区)	みなかみ町は過疎・高齢化、そして急激な少子化が進行している。昭和53年に開設した「町立第三保育園」も平成22年度で園児数が8人と年々児童数が激減している。園児一人当たりに係る保育コストが高く、園の調理室での調理業務は運営上非効率な状況である。乳幼児期から食育の推進を図るためにも、学校給食センターから外部搬入を行い、食材の多様化、給食内容の充実等が必要であり、それにより園児一人当たりのコストも減り、保育園の合理的運営が図られる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回
9	千葉県	芝山町	芝山町保育所給食外部搬入特区	千葉県山武郡芝山町の全域	芝山町は成田空港と北接し、人口は7,967人(平成24年9月1日現在)。町内に公立保育所が3つあるが、いずれの施設も老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。また、航空機騒音に伴う住民の転出や少子化で園児が減少し、保育所の運営面からも合理化を図る必要がある。民間給食配食業者から給食の外部搬入方式を実施することで合理化を図り、児童福祉の充実を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回
10	千葉県	横芝光町	健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区	千葉県山武郡横芝光町の全域	近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、食生活における栄養の偏りや不規則な食事などが子どもに与える影響が懸念されている。そのため、バランスのとれた食生活や正しい食習慣の定着に向けた食育を推進する必要がある。そこで、町立保育所の給食を民間給食専門業者からの外部搬入により実施することで、年齢に応じた給食を提供して子どもたちの健全な成長を促進する。また、給食の外部搬入により節減された経費を財源とし、保育サービスの向上を図るとともに、地元産の食材を利用することにより、地域経済の活性化を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回
11	千葉県	大多喜町	大多喜町子育ていきいき給食特区	千葉県夷隅郡大多喜町の全域	大多喜町には、現在公立保育所(みつば保育園、つぐみの森保育園)が2箇所あり、それぞれ平成11年および平成16年に複数の保育所を統合し、新たに開園した。開園後は、乳児保育・一時保育・延長保育を始め、休日保育など多様化している保育ニーズへの対応に取り組んでいるが、今後もきめ細かな保育行政を実施するにあたり、保育所運営の合理化を図る必要がある。そのため、特例措置による公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を活用することにより、オール電化厨房(電磁調理設備)が導入され、調理環境のすぐれたみつば保育園で給食を調理・搬出し、つぐみの森保育園へ安全で安心な給食を提供するものである。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
12	東京都	神津島村	神津島村子供たちの安全安心子育て特区	東京都神津島村の全域	本村には、村立の保育所が1園あり、年々少子化は進むものの保育サービスへの要求は高まる傾向にあり、厳しい財政状況や調理員が不足する中、多様な保育ニーズに対応する必要がある。また子育て家庭の保護者の仕事と子育ての両立を支援することは行政としての課題であり、不足する島の就労人口を増やすことが必要不可欠である。そのため学校給食共同調理場から給食を外部搬入することにより、調理設備の集約、食材の一元購入、調理員の合理的な配置が可能となり経費の大幅な節減が図られる。また地産地消を積極的に取り入れている学校給食で小中学校と一貫した食育指導が実施できる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第63回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
13	石川県	能美市	能美いきいき給食特区	能美市の全域	能美市では多様化した保育ニーズに対応するため、様々な事業を行っている。 その一環として、調理能力に余力のある辰口学校給食センターから能美市辰口地区の6保育所に給食の外部搬入を実施することにより、節減された費用を保育サービスの拡充等に充てることにより、保育所の効率的運営を行い、子育て支援事業の推進を図る。 また、食育を保育の重要課題としてとらえ、給食を通じて「食育教育」を推進していく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
14	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地場産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
15	福井県	越前町	越前町すくすく給食特区	福井県丹生郡越前町の全域	越前町内の公立保育所は、入所率が77.4%と大幅に定員を割り込んでおり、施設の効率的運営の観点から、職員の適性配置等を計画的に得進めていく必要がある。 このため、町内2カ所の給食センターから給食を外部搬入することにより、経費節減をし、その節減された財源を一時保育、延長保育など多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。さらに、これによって積極的に地元農産物を活用できることから、給食センターを中心とした地産地消のシステムが構築され、地域農林漁業の活性化に寄与する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
16	山梨県	市川三郷町	より安全で安心できる給食特区	山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(市川大門及び下大鳥居地区)	市川富士見保育所は、平成30年8月開園予定で整備を進めており、最新の設備を備えた施設で、1日最高200食が調理可能である。 人的にも設備的にも最善の施設で集中調理することにより、効率性が高まるとともに、児童の発育に応じた、きめ細かな給食業務を行うことができる。 給食の自園調理と市川南保育所への外部搬入により節減された財源を充てることにより、子育てが安心してできるような保育サービスの充実を図る。 また、多様化する保育サービスに対応するため、子育て支援事業、一時預かり、病後児保育事業などの充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第21回
17	山梨県	富士河口湖町	富士河口湖町保育所給食特区	山梨県南都留郡富士河口湖町の全域	富士河口湖町では、核家族化や女性の社会進出、就労形態の多様化に伴い保育サービスに対するニーズが増加している。また、計画にある大石保育所は、入所児童が少人数で食材の一括購入が困難であるため、調達できる食材に限られてくる。加えて、既存の調理室が老朽化しており、随時改修等の財政負担が大きい。 特例措置を活用することで、近隣の保育所において調理した給食を外部搬入することができる。これにより効率的な運営や豊富な材料を取り入れた給食を安定的に提供することが可能となる。また、節減された経費を活用し、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第55回
18	長野県	根羽村	根羽村保育所・義務教育学校の一貫食育給食特区	長野県下伊那郡根羽村の全域	少子化が進む根羽村では、今年4月に小中一貫の義務教育学校が開校したことを機会に、保小中の一層の連携を図りたいと考えている。その一つとして、公立保育所における給食の外部搬入を計画している。具体的には、現在、保育所、義務教育学校のそれぞれの調理場にて給食を調理しているが、これを義務教育学校に一元化し、保育所に搬入する。このことにより、調理業務の効率化が見込めることに加えて、保育所現場と義務教育学校現場とで一層の連携が図れ、乳幼児期から義務教育修了まで一貫した食育教育の推進が期待できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第52回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
19	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回
20	岐阜県	飛騨市	飛騨市公立保育園給食外部搬入特区	飛騨市の全域	旭保育園においては飛騨市保育所給食センターから、宮城保育園においては古川国府給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校前の一貫した「食育」を推進する。また、外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行うことで保育サービスの充実や児童福祉の向上を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第35回
21	岐阜県	本巣市	健やかな成長を支える給食特区	本巣市の全域	本巣市では、核家族・共働き世帯の多様化したニーズに対応すべき安心して子育てができる環境づくりを推進している。本巣市内の子供達が、乳幼児期から健全な食生活習慣が身に付くよう「食育」の充実を図るため、給食を外部搬入し効率的に調理、提供される質の高い給食の提供をすることで、食を通じ園児の健やかな成長を支えている。平成28年4月より新たに公立保育所を1園開園する為、給食の外部搬入の実施を追加し、さらなる安心、安全な食材の一括購入等による経費削減や、地域農産物の活用に努め地産地消の推進につなげていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
22	岐阜県	郡上市	食育推進給食特区	郡上市の区域の一部(高鷲町及び白鳥町)	郡上市の北部地域にある公立保育園は、市内でも特に山間地域にあり、県庁所在地からも90キロほど離れた降雪地域である。近年、人口の減少とともに入園児数の減少が進み、経費や人材の面から自園で給食を調理して提供することが難しくなっている。このような状況から、特区を活用し、近隣の比較的大きな公立保育園や学校給食センターから給食を外部搬入することで、給食提供のための経費の削減を図るとともに、幼児期から栄養価が高く質の高い給食メニューを提供し、給食の面からも幼保小の連携による食育の推進を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第48回
23	岐阜県	神戸町	心豊かな子どもを育む給食特区	岐阜県安八郡神戸町の全域	神戸町では、他市町村同様少子化傾向にあり保育所・幼稚園への入所児童が減少している。そこで幼保一体化し、昨年度より4幼児園で異年齢間での集団活動の機会確保や社会性を涵養することを目指している。本年度9月の給食センター稼働により、4幼児園への外部搬入に向けて、現在給食センターの建設を進めている。本特例を活用し、保育所運営の合理化を進めるとともに、3歳児未満児食、アレルギー食等にも対応しつつ、就学前児童から小・中学校の児童・生徒までの一貫した食育教育に取り組むことにより心豊かな環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回
24	岐阜県	安八町	地産食材で豊かな給食特区	岐阜県安八郡安八町の全域	安八町は、都市圏に近く、交通の利便性が高いという恵まれた環境にあることから、共働きの子育て家庭が多い。そのため保育ニーズが高く、保育サービスへの要望も多様化している。地産地消による安心・安全な給食を提供することにより、保育園から小・中学校の児童生徒までの一貫した食育教育の推進が可能になり、児童の健やかな成長が促進される。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
25	岐阜県	揖斐川町	豊かな心と体を育む給食特区	岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域	近年、子どもの食習慣の乱れがクローズアップされており、子どもの「食育」に関する取組が重要な課題となってきた。 このため、揖斐川町内の各公立保育所と学校給食センターが連携した給食の外部搬入を実施することにより、乳幼児期から発達段階に応じた児童生徒に対する食の嗜好や食習慣の情報交換や把握ができ、一貫した正しい食習慣の定着を図る事ができる。 また、本特例事業を実施することにより、経常経費の節減が図られるとともに、衛生面など設備の整った施設で調理することにより、食の安全性の向上に繋げる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
26	岐阜県	大野町	心豊かな給食特区	岐阜県揖斐郡大野町の全域	大野町では、近年、交通の利便性と安価な住宅地を求めた転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回
27	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、交通の利便性、アパート等住宅の建築により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て世帯である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」及び「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園、幼保連携型認定こども園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
28	岐阜県	七宗町	ひちそう よちよち バクバク食育特区	岐阜県加茂郡七宗町の全域	七宗町では、町内にある小中学校給食調理室(2施設)の老朽化に伴い、新たに設置する七宗町給食センターからの町立保育所2園への給食(3歳未満児含む)の外部搬入方式を導入することにより、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。また、このことにより、調理設備の維持管理費の節減や食材の一元管理、一括調理と調理員の合理的配置が可能となり、保育所運営経費の節減を図り、その節減された経費を多様化する保育サービス・子育て支援サービス需要の財源として充てていく。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第31回
29	岐阜県	白川町	未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区	岐阜県加茂郡白川町の全域	白川町では町立保育所の給食を小中学校と同一の町立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地元生産者と連携して安全・安心・良質な食材の生産及び安定的納品を目指しながら、地場産食材の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
30	岐阜県	白川村	21世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区	岐阜県大野郡白川村の全域	白川村では村立保育所の給食を小中学校と同一の村立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地場産食材をできるだけ活用し、地産地消を推進すること、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
31	静岡県	熱海市	初島保育園給食外部搬入特区	熱海市の区域の一部(初島地区)	熱海市の離島である初島において、公立保育所の給食を同島内の公立小中学校から搬入することにより、厳しい財政状況のなか保育所運営の合理化を図る。また、合理的な保育運営により節減された経費を保育サービスの充実に充てることにより保育の充実を図る。さらに、学校給食と同じ献立になることにより、乳幼児から義務教育終了まで一貫した食育を推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回
32	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取り組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
33	愛知県	西尾市	西尾つ子を育む楽しい給食特区	西尾市の全域	西尾市は、少子高齢化が進み厳しい財政状況の中、公立保育所15園、幼稚園3園を運営しているが、特区を活用し給食センターからの外部搬入方式を行い、保育所の効率的な運営に取り組むことで、各種の子育てサービスの充実を図る。また、子どもの成長と健康に重要な時期である幼児期の発育・発達段階に即した食育の推進に取り組み、さらには地元の食材を取入れ地産地消を進める。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第54回
34	愛知県	蒲郡市	蒲郡市にこにこ給食特区	蒲郡市の全域	蒲郡市では、14ある公立保育所において3歳以上児の給食を学校給食センターから外部搬入しており、地元の食材や地域の行事と結びつけた献立を提供するなどにより、郷土への愛着や地産地消の促進に取り組んでいる。近年、共働き家庭の増加など低年齢児保育ニーズが高まっていることから、特例措置を活用し、3歳未満児の受入れができていない4保育所において外部搬入により2歳児の給食を提供可能とする。これにより、低年齢児保育の受入れを拡大し、子育てで家庭における仕事と子育ての両立を支援するとともに、乳幼児期からの一貫した食育の推進に取り組む。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第43回
35	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	本市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
36	愛知県	稲沢市	稲沢市食育推進給食特区	稲沢市の区域の一部(祖父江町及び平和町地区)	稲沢市では、核家族化の進行と就業する女性の増加により、保育の需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化しており、延長保育、病後児保育などの特別保育の充実を図る必要がある。このため、これら多様化する保育ニーズに対応していくため、本特区制度を活用し、祖父江・平和地区の公立保育園の給食をそれぞれの地区の学校給食共同調理場から外部搬入することで、効率的な運営と経費の節減につなげ保育園運営の合理化を図る。また、地産地消を取り入れ安心・安全な食育を推進し、地域の活性化を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
37	愛知県	日進市	日進市安全安心保育園給食特区	日進市の全域	日進市は、昭和40年代からの人口増加が今も続いており、この状況を反映した保育ニーズの高まりにより一時保育、延長保育等も求められている。 このような状況を受け、公立保育所9園の運営を検討した結果、今後調理環境の優れた2園で給食搬出し、調理しない2園に供給することとし、設備経費、食材調達、人員配置等のコストを節減、その財源を充てて保育サービスの拡充を図る。あわせて地産地消などの安全安心な給食を提供しプログラムに基づいた保育所の一貫食育事業を進め、子どもたちが心豊かに育つまちづくりをめざしていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
38	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	田原市では、保育所の給食は、地域の食材を使い安全・安心に配慮した栄養バランスの良いメニューや郷土料理を提供する学校給食センターを活用し、地域に対する誇りや愛着を育む食育や、地産地消の促進を図っている。 これまで、特例措置を活用し、公立保育所で給食の外部搬入を行ってきたが、新たに児童発達支援センターにも給食の外部搬入を行うこととし、引き続き、乳幼児期からの正しい食習慣の定着につなげ、児童の健やかな成長を促進する。また、多様な保育ニーズに対応するため、保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を推進する。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
39	愛知県	清須市	地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区	清須市の全域	清須市は、少子高齢化が急速に進む中、園児数は特に3歳未満児が増加を続けており、今後、保育ニーズに適切に対応するために、公立保育園の運営について合理化を進め、施設拡充が必要となっている。そのため、公立保育園の給食を学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式に変更する。また、各保育園の調理室に調理員及び学校給食センターに保育園専任の栄養士を配置し、両者が協働して、年齢に応じた給食の提供、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
40	愛知県	北名古屋	北名古屋いきいき給食特区	北名古屋市の全域	北名古屋市では、保育ニーズの高まりにより、就学前児童人口が微増であるのに比して保育所への入園希望者は、年々増加している。 市では厳しい財政状況の中、保育内容、施設管理、運営を見直し、公立保育所における給食を給食センターより一括搬入することとした。これにより、一括調理による食材調達、調理員の合理的配置による調理コストの節減ができ、その財源を保育サービスの拡充に充てることができる。また、給食の食材に、地元食材を取り入れて、食育教育の推進や、地産地消による安全・安心な給食を幼児に提供することとしている。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
41	愛知県	みよし市	みよし市わくわくもりもり給食特区	みよしの全域	みよし市では、近年、人口の増加と核家族化が急速に進み、夫婦共働きの子育て家庭への支援として、増大する保育需要に対する多様な子育て支援が急務である。今後、よりきめ細かな保育・子育て支援を進めるため、本特例を活用し市内の学校給食センターでの一元調理を実施することで、公立保育所運営の効率化を進め、その財源を保育サービスの充実と子育て家庭の支援に充てる。また、これとともに、保育所における一貫した食育、地産地消に関する取組みを行い、心身ともに健康でよく遊ぶ子どもに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
42	愛知県	あま市	元気でモリモリ健やか給食育特区	あま市の全域	あま市では、近隣の他市町村が少子化傾向のなか名古屋市のベッドタウンとして転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭であることから、保育所の入所の希望が多く、保育サービスに対する意見も多様化している。 これまでは旧基目寺町の保育園(6園)で学校給食センターから給食を外部搬入し運営の合理化を図ってきたが、今後は対象を市内全9保育園に拡大し、経費削減による更なる子育て支援強化を図るとともに、小中学校と同じ安全安心な給食による元気な乳幼児保育や幼児期からの一貫した食育を推進する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
43	愛知県	東郷町	東郷町心豊かな子どもを育む給食特区	愛知県愛知郡東郷町の全域	東郷町では、公立保育所8施設のうち6施設が昭和46年から昭和54年までの建設であるため施設が古く、調理施設の老朽化と増加する保育需要により園内調理の実施が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の学校給食センターで調理し搬入する方式を実施することにより、発達段階に応じた栄養のバランスのとれた給食の提供や、地域の食材を取り入れた取組みを実施する。また、調理業務の効率的な運用とともに安心安全で充実したメニューを提供することにより、保育所から中学校まで一貫した食育の実施を可能にする。また、東郷町で生産された食材を積極的に使用するなど、地産地消に取り組むことにより農業振興にもつなげる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
44	愛知県	長久手市	長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区	長久手市の全域	区画整理事業の進展に伴い、若い共働き世代が流入していることから、保育所で受け入れるべき幼児・児童の数が増加しており、併せて、食環境における子育て世代の支援も保育所に求められている。しかし、限られた財源の中で、総合的かつ自足的な保育サービスを提供していかなければならない。 そこで、給食センターから保育所への給食外部搬入を導入することにより、効率的かつ安全な給食の提供ができ、ひいては保育サービスの充実、子どもの食育にもつながる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
45	愛知県	蟹江町	かにえ活き生き給食特区	愛知県海部郡蟹江町の全域	蟹江町では、現在6か所の公立保育所があるが、建築年が古く、調理室設備が老朽化しており、園内調理では増加する保育需要への対応が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の給食センターからの外部搬入方式により行うことで、経費節減につながり、より質の高い食育を推進することが可能となる。また、乳児と幼児を分け、2つの給食センターで調理することで、児童の発育・発達段階及びアレルギー等への対応も柔軟にできる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
46	愛知県	阿久比町	子どもが健康で輝きながら育つ給食特区	愛知県知多郡阿久比町の全域	阿久比町では、幼・保・小中一貫教育プロジェクトに基づき、一貫した「食育」の指導推進を図っているが、自園調理方法による給食では地元農産物の利用が難しい状況にある。 このため、保育所の給食を学校給食センターから供給し、町立保育所の運営の合理化と、子どもたちの給食や地場産物への一層の理解を深めることを目的に、本町をはじめ、近隣市町の特産物や郷土料理を紹介提供する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
47	愛知県	豊根村	心ワクワク給食特区	愛知県北設楽郡豊根村の全域	豊根村は、少子高齢化が進む小規模の山間部の村である。多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育等に取り組んでいるが、調理室設備の老朽化が進み、財政難であることから改修することも出来ず、保育所内での調理は困難な状況にある。 本特例措置を活用し、保育所の給食を村内の学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図り、節減した経費をもとに充実した保育を実施する。また、バランスの取れた献立と安全で質の高い給食を提供することにより、幼児期から小中学校まで、一貫した食育の推進を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
48	三重県	亀山市	亀山市あんしんあんぜん給食特区	亀山市の一部(関町及び加太地区)	亀山市の山間部では過疎化で園児が減少し、また、園内調理施設も老朽化しているため、公立保育所において市内給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の保育所の経営合理化を図る。 これにより節減された経費によって児童福祉の充実を資するとともに、幼児期から小・中学校まで一貫した食育の推進を図っていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
49	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	本市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。そのため、市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情にあった保育所・幼稚園のあり方を検討し「保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきた。 本特例措置を活用することにより、削減された経費を他の保育サービスに当てることにより、幼児教育・保育内容や食育の充実が期待されるほか、幼保一体化計画の推進を図ることができる。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回
50	三重県	伊賀市	伊賀市あんしん給食特区	伊賀市の区域の一部(阿山及び大山田地区)	伊賀市では、現在、山間部において過疎化により保育所児童が減少している。また、施設の老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。このため、公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の公立保育所の運営の合理化を図る。また、合理化により節減された経費を財源として児童福祉の充実を図る。さらに、学校給食とともに地産地消と食育に取組み、安心安全な給食の提供を行う。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
51	滋賀県	栗東市	安全で安心、おいしい栗東市給食特区	栗東市の全域	栗東市においては、人口の増加、核家族化の進行、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出等のため、特に3歳未満児における保育ニーズが増大している。一方で、栗東市内の公立保育所のうち3園は昭和40～50年代に建設されたため、調理室の面積が小さいことに加え、厨房設備等が老朽化している。そこで、平成30年9月に学校給食共同調理場が移転・新築されることに伴い、公立保育所3園へ給食を外部搬入し、各園内の調理施設の負担を軽減するとともに、地産地消の献立のもと安全でおいしい給食の提供を図る。併せて、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。なお、年々増加する食物アレルギー代替食や離乳食、おやつ等については、各園内の調理施設において個別対応を行う体制を十分に確保し、より安全な給食提供を行う。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第45回
52	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	甲賀市の全域	甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大しており、保育サービスや子育て支援施策の充実を図る必要がある。 本特例措置を活用して、1つの保育所で一括して給食の調理を行い、各保育所・認定こども園へ搬入することにより、調理員配置や材料購入等の合理化を図り、それにより節減された経費で保育士の確保等、保育サービスや子育て支援施策の充実を図ることで、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する。さらに、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の促進や地域の活性化を図る。	920 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第46回
53	滋賀県	高島市	高島市マキノ町地域給食外部搬入特区	高島市の区域の一部(旧マキノ町)(詳細は内閣府において閲覧に供する。)	本市のマキノ町地域には、マキノ西こども園とマキノ東こども園があり、マキノ西こども園で給食およびアレルギー食を一括調理し、マキノ東こども園へ外部搬入することにより、食事のマナーや正しい食習慣などの地域で統一した「食育」を推進する。 また、給食調理業務の効率化を進め、調理設備の維持管理費の節減や食材の一元管理、調理員の合理的配置が可能となり、節減経費を保育サービス・子育て支援施策に充てていく。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回
54	京都府	京丹後市	京丹後市保育所給食特区	京丹後市の全域	本市の中心地から離れた丹後町地域にある宇川保育所は、利用児童数が非常に少なく、今後もますます児童が減少することが予測される。給食提供においては、食数が少ないため、仕入れた食材を使い切ることができず廃棄するなど不経済な状況である。また宇川保育所は調理員1名のみで給食業務を行っており、緊急時に給食の提供に影響が出ることが懸念される。 このことから、近隣の公立こども園において自園調理した給食を宇川保育所へ搬入することにより、食材の調達問題が解決し、利用児童へ給食を安定供給できる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第64回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
55	大阪府	茨木市	いばらき持続可能な給食特区	茨木市の全域	本市にある4か所の公立保育所において、施設全体の経年劣化が進んでいる状況で、改修の必要性が出てきている。給食室の設備については経年劣化や耐用年数を過ぎていくものも多く、不具合が生じた場合に保育所の運営自体に多大な影響が出る。また、給食室の改修を実施するにあたり仮の給食室を設置するスペースも無い状況である。 そのため、特例措置を活用することで、3歳未満児にも外部搬入の給食が提供できるようになることで給食室の大規模改修工事が可能になり、より安心で安全な保育を実施することができる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第63回
56	大阪府	熊取町	健やかくまっこ給食特区	大阪府泉南郡熊取町の全域	熊取町では、核家族化の進行により、家族や地域の結びつきが希薄になり、家庭における子育てへの負担や不安は増大している。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。公立保育所における給食の外部搬入は、衛生面や安全面、食育等に十分配慮しながら経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスだけでなく、子どもの健やかな成長のための施策に活用する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
57	大阪府	岬町	岬町笑顔満開給食特区	大阪府泉南郡岬町の全域	岬町では、厳しい財政状況が続く中、少子高齢化や保護者の働き方の多様化などにより、保育サービスの向上や子育て支援施策の充実が課題となっている。本特区計画により、保育所の効率的な運営と経費削減が図られ、その財源を子どもの健やかな成長のための施策に活用できる。また、アレルギー対応など安全、安心な給食を提供できるとともに、地元の食材を活用することにより、地産地消を促進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回
58	和歌山県	紀美野町	きみのっ子元気で楽しい給食特区	和歌山県海草郡紀美野町の区域の一部(長谷毛原地区、小川地区)	紀美野町は、少子化に伴う人口減の対策が緊急かつ重要な課題である。このため、「子どもは宝」のスローガンを掲げ、センター型の地域子育て支援、乳幼児医療の助成拡大等の施策を推進している。この一環として、少子化の進行が著しい小規模の2箇所の保育所の地域で、保育所の近くの小学校から給食を搬入する。これにより、食育をテーマに地域全体で子育てを支援する体制を整備し、他の保育サービスを充実させ、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回
59	和歌山県	高野町	「食育」の推進をめざす一貫給食特区	和歌山県伊都郡高野町の全域	本町は、宗教の聖地高野山を中心とした交流人口でにぎわう反面、定住人口の減少・少子高齢化が進んだ小さな町である。 地域の宝である子どもたちの保育・幼児教育にかけられる期待は大きく、「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は今回、特区を活用し、高野山こども園(保育所型)に、共同調理場から給食を外部搬入し、園運営の合理化を図るとともに、小・中学校と同一食材を用いた献立、地元産食材の購入による地産地消を進め、一貫した「食育」指導を推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回
60	和歌山県	広川町	広川 元気っこのびのび給食特区	和歌山県有田郡広川町の全域	広川町は少子高齢化が進む小規模の町であるが、多様化する保育ニーズへの対応、保育サービスの充実のために、特区を活用し、公立保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図る。これにより、今後保育所・幼稚園を中心とした、延長保育・一時保育などの様々な子育てサービスの実施につなげていく。また、学校給食共同調理場において町内の生徒・児童・幼児の給食を集中的に調理・管理することは、給食内容の充実と地域全体の「食育」の推進に効果的であり、保健分野と連携し、幼児期からの栄養指導等を進め、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入容認	第9回

番号	都道府県名	申請地方公共 団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例 措置の番号	規制の特例措置 の名称	認定回
61	和歌山県	すさみ町	心豊かな子どもを育む給食特区	和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域	すさみ町は少子高齢化が進んだ人口5千人余りの小さな町である。保育所にかけられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。 本町は2園の公立保育所における給食を他の1園から外部搬入することで保育所運営の合理化を図るとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、過疎化が進み、地元で給食食材の調達非常に困難になり、町外から給食食材を調達している現状にあるが、今後は一元購入を促進してコスト削減を目指し、地元産食材の購入による地産地消を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
62	和歌山県	那智勝浦町	那智勝浦すくすく給食特区	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町の区域の一部(太田地区)	南大居保育所がある那智勝浦町太田地区は山間部に位置し、町の中心地からも離れていることから人口減少や少子高齢化が進む地域である。 本特例措置を活用することにより、南大居保育所の給食提供を下里保育所からの外部搬入方式に変更することで安定した食材の一元購入と調理員の配置の適正化を図り、コスト削減と調理業務の効率化を進める。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第56回
63	岡山県	高梁市	みんなワクワク給食特区	高梁市の全域	平成20年3月31日「公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」の認定を受けたことにより、平成21年度から川上保育園の3歳以上の給食を隣接する川上学校給食センターから外部搬入していますが、川上給食センターでは保育所専用の調理ルートを設けるなど厳重な配慮により、保育所の児童や保護者から高い評価を得ています。今回、3歳未満の児童の給食も外部搬入することにより、より効率的に充実した給食の提供、一貫した食育の推進を目指しています。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第16回
64	岡山県	真庭市	食べることを楽しむ子どもの給食特区	真庭市の全域	真庭市美甘地域では人口の減少により、入園児数の減少が続いている。また、食材の確保は、地域内の商店が閉店したため遠方の業者による配送を受けているが、少量なこともあり、食材の確保に支障をきたしている。隣接地区の比較的大規模な認定こども園で調理したものを配送することにより、食材確保の問題が解消され、児童への安定した給食の提供が可能となり、さらにスケールメリットにより価格も抑えられる。また、削減された経費を必要に応じた保育サービスの充実に充てることが可能となる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第53回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
65	広島県	東広島市	東広島市すくすく・すこやか給食特区	東広島市の一部(八本松町、福富町、豊栄町、河内町)	公立保育所運営の合理化を進め、拡大する保育需要と保育ニーズの多様化に対応するとともに、保育所と学校給食センター、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努めるほか、給食に地元食材を活用する事で、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消を促進するために、学校給食センターからの保育所給食外部搬入方式を導入するもの。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
66	広島県	江田島市	江田島市にここ給食特区	江田島市の全域	本市は、広島湾に浮かぶ島嶼部のまちである。過疎化、高齢化、少子化により児童数が年々減少している。 公立保育施設の給食提供において、保育施設専用の給食センターからの外部搬入方式を実施することで、調理業務の効率化・合理化を進め、調理員の適正配置とともに経費節減を図る。 また、全施設で統一したメニューの提供と地産地消による安心安全な給食を提供することで、食育教育の推進を図り、児童の健やかな成長が一層促進される。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
67	広島県	安芸太田町	安芸太田町いきいきふれあい給食特区	広島県山県郡安芸太田町の全域	安芸太田町は広島県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして少子化が進む町である。就学前児童の保育所、幼稚園における望ましい集団の育ちを保障するため、施設の適正配置を進めていくこととしている。保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することにより、合理的な運営が可能となり、地元の食材の活用などにより豊かな給食の提供ができるようになると共に、保育所から中学校まで一貫した食育を行うことが可能になる。また、節減された経費を多様で高まる保育サービスに振り向ける。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第16回
68	徳島県	小松島市	小松島市保育所給食特区	小松島市の全域	少子化の影響により児童数が約10人となっている保育所がある。現在、給食の自園調理をおこなっているが、少量の食材の調達に困難な状況である。また市内全体で調理員不足の状態である。令和3年度も少人数での保育運営となる場合は近隣の公立保育所等から給食の外部搬入を行い、食材の安定的な供給の確保、調理員の負担軽減及び経費の節減を図り、少人数保育所であっても食材に制限されることなく、発達段階に応じたバランスのとれた給食を提供したい。なお、自園調理が可能であれば認定申請を取り下げる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第52回
69	徳島県	阿南市	阿南市羽ノ浦・那賀川地区保育所給食外部搬入特区	阿南市の区域の一部(羽ノ浦・那賀川地区)	本特例措置を活用し、羽ノ浦・那賀川地区における給食の外部搬入を実施することで、保育所の維持管理費や給食調理業務の経費節減により、保育所の効率的な運営が図られるほか、経費の節減で得られた財源を子育て支援や保育サービスの拡充、保育所整備の早期完了を目指し、暮らしやすさが実感できる地域社会の構築が期待される。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第27回
70	徳島県	那賀町	那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区	徳島県那賀郡那賀町の区域の一部(木頭地区及び平谷地区)	那賀町は平成17年3月に旧鷺敷町、旧相生町、旧上那賀町、旧木頭村、旧木沢村と合併した。那賀町は少子高齢化が急速に進み、特に山間部については子どもの減少が著しい。搬入先である木頭地区、搬入元である平谷地区ともに地区内に1カ所ずつ町立保育園があるが園児数は減少している。外部搬入を実施することによって維持管理費の節減や調理員の合理的な配置をし、保育園の効率的な運営を行うことによって子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第30回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
71	徳島県	美波町	美波町公立保育園給食外部搬入特区	徳島県海部郡美波町の全域	美波町は平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町が合併した。美波町は少子高齢化が急速に進み、子どもの減少が著しい。由岐保育園、木岐保育園の2園分の給食を由岐保育園において一括して調理を行い、木岐保育園への外部搬入を実施する。また、日和佐保育園、赤松保育園の2園分の給食を日和佐保育園において一括して調理を行い、赤松保育園への外部搬入を実施する。いずれも町立保育園であるが、園児数は減少している。外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行い子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第33回
72	香川県	宇多津町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	宇多津町は、行政面積8.10平方キロ、人口18,952人(平成27年国調)と非常にコンパクトな行政運営を行っています。今回その特徴を活かして、学校給食センター(平成19年度から20年間PFI方式により運営予定)から公立保育所へ給食の外部搬入を実施するものです。児童の発達段階に応じた栄養面でバランスのとれた献立を作成するとともに、安全で質の高い給食を提供することが可能となります。また、調理業務の効率的運用が可能となるとともに、地元食材の調達割合を高めることやアレルギー対応食の提供が容易となります。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第12回
73	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡綾川町の一部(綾上、羽床地域)	現在、町立山田こども園(公立幼保連携型認定こども園)及び町立羽床上こども園(公立保育所型認定こども園)の給食については、調理を綾川町綾上学校給食調理場(調理業務民間委託)で行い、搬入することにより、効率的な提供ができ、経費の節減につながっている。その財源を保育事業や子育て家庭の支援に充てることで、子育て支援の充実が図られている。さらに、羽床地域の町立羽床こども園(公立保育所型認定こども園)を追加することでさらなる経費の削減につなげる。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第48回
74	福岡県	粕屋町	みんなでつくろう、かすや給食特区	福岡県糟屋郡粕屋町の全域	町立保育所の給食業務について、中央保育所併設の保育所給食センターから外部搬入を実施する。 専任の栄養士を配置し、年齢別・発達段階に応じた給食を提供するとともに、町立保育所に同一の給食を提供することで統一した食育の推進を図り、乳幼児期から一貫した食育を推進することで小学校・中学校での食育教育の基礎をつくる。また、保育所給食センターを地域の食育推進の拠点として、地域への食育に関する情報の発信・提供に努め、食生活に関する相談・支援を行い、町内の就学前児童全体への食育の推進を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
75	宮崎県	綾町	綾町すこやか食育給食特区	宮崎県東諸県郡綾町の全域	綾町では公立保育所を3箇所運営しているが、厳しい財政状況の中で、それぞれの保育所で調理業務を行うことは非効率的である。このため、限られた財源を効率的に使いつつ、保育サービスの更なる向上を図るため、給食の外部搬入を実施する。具体的な運営方法として、調理は1箇所の保育所で行い、残りの2箇所の保育所に配送する方式とする。給食の集中的な調理・管理により内容の充実を図り、「食育」を更に推進する。また本町で生産される有機野菜等をできる限り取り入れ「地産地消」を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回

R3年度評価意見(920抜粋)

関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会に報告する。

調査対象

対象数：8自治体
調査方法：オンライン(7自治体)、現地訪問(1自治体)
抽出方法：R3年度調査票より回答内容に特色がみられた自治体を抽出
(取組が適切・不十分な自治体が同数程度になるよう調整)

論点

- ・事故発生時の対応方法
- ・発達段階に応じた食事の提供方法
- ・アレルギー児への食事の提供方法
- ・体調不良児への個別対応方法
- ・食育への対応
- ・監査

ヒアリング概要

○事故発生時の対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、事故発生時のマニュアルが作成されている。
給食を児童が喫食するまでに、事故が発生した場合、マニュアルに沿った報告・対応・改善が実施されるような体制づくり、自治体内での周知がなされている。

○発達段階に応じた食事の提供方法

給食の搬入元(いずれも学校給食センター)との契約内容により保育所内での対応方法は異なる。
0歳児保育を実施している園では、0歳児用の離乳食のみ自園調理にて対応しているところがある。

○アレルギー児への食事の提供方法

ヒアリングを行ったすべての自治体では、搬入元での給食調理時に、アレルギー食材を除去して調理またはアレルギー食材をなるべく使用しない献立としており、調味料等、一括調理時には除去対応が困難な場合は、保育所で除去又は代替食を保護者に持参してもらう等の対応を行っていた。

○体調不良児への個別対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、原則保護者に迎えを依頼している。
病児食の提供は行っておらず、児童の様子に合わせて、給食の提供量を調整していた。

○食育への対応

多くの保育所で収穫体験や調理体験を実施(ただし、コロナの影響で中止しているところがほとんど)。
小中学校と同一メニューのため就学後の給食移行がスムーズであることが利点とする自治体もあった。

○監査

自治体により実施主体は異なるが、ほとんどの自治体が保育所へ事前書面調査を行い、その内容について実地調査を実施。
栄養供与量のほか、アレルギーや体調不良児対応等、課題とされている項目が盛り込まれている自治体があった。
外部搬入等に係る委託契約内容等の遵守状況が項目に盛り込まれている自治体もあった。

特例措置番号939の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 特例措置の評価・調査経緯	2
③ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	6

①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成24年1月措置)

特例措置番号 939

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

これまで

障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

取り巻く環境の変化

障害児通所施設（児童発達支援センター）において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

構造改革特区の活用

障害児通所施設（児童発達支援センター）の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。
- ② 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- ③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。
- ④ 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。

認定
計画数

30 件（累計）

28 件（令和7年2月末現在）

実際の取組事例

千葉県

元気いっぱいば障害児給食特区（平成24年3月認定）



【現在活用中の計画一覧】

本県では、障害児通所支援事業の利用希望者が大きく増加しており、児童発達支援センターの増設が必要だが、設置要件である給食の施設内調理は、費用・管理面での負担が大きく、設置に当たり、大きな障壁となっている。

そこで、本特例措置の活用により、給食調理業務の費用・管理面での負担を軽減することで、市の人口規模に応じた設置数に近づけ、中核的な療育拠点の拡充を図るほか、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化が期待される。



②特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成24年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成24年 下半期 (H25.3.6)	その他 (平成28年度 に評価を行う)	<u>関係府省庁の調査</u>によれば、給食の外部搬入により<u>一部施設において障害児には不向きな調理となったとの意見が確認されたが、事業を実施している施設数が少ないため、今回の調査結果のみをもって弊害の有無を結論づけることは困難である</u>とのことであった。すなわち、全国展開により外部搬入を行う施設が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、障害児に対する給食の安全性を確保するため慎重な対応が必要であるとのことであった。 <u>評価・調査委員会</u>による調査では、外部搬入により<u>施設の運用費用が削減できていること、児童・保護者の満足感が向上していること等の効果が確認された</u>。また、食事提供に当たり配慮が必要な児童は年齢や障害の種類・程度が異なっていたが、外部搬入実施前から食事介助や刻み等の個別対応を行っていたことなどから、<u>外部搬入実施後も個別対応を取ることができており、全児童について特段の問題は生じていないことが確認された</u>。 以上より、<u>全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある</u>。そのため、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、<u>地方公共団体等に対し周知や情報提供に努めることとし、評価・調査委員会は、その結果により、改めて評価を行う</u>。評価時期については、事例の蓄積には一定期間必要であり、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価時期も踏まえ、平成28年度とする。	本特例措置の評価に当たっては十分な事例の蓄積が必要であることから、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、地方公共団体等に対し周知や情報提供に努める。評価・調査委員会は、その結果を踏まえ、 <u>平成28年度に改めて評価を行う</u> 。

特例措置の評価・調査経緯

<平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年 (H30.4.24)	その他 (特例措置920 の評価結果を 踏まえ評価を 行う)	<u>関係府省庁</u>の調査によれば、事業を実施する施設が少ない中で<u>給食の安全確保において憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのこと</u>であった。このため、<u>多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要であるとのこと</u>であった。 <u>評価・調査委員会</u>による調査では、外部搬入により<u>施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現しているとともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応</u>を行っていることが確認された。 このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている<u>特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、 「関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。	関係府省庁は、<u>児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた<u>児童発達支援センターの対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮したリスク低減策</u>について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、<u>2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価も踏まえ、改めて評価を行う。

特例措置の評価・調査経緯

<令和3年度>

評価 時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和3年度 (R4.5.13)	その他 (特例措置920 の評価結果を 踏まえ評価を 行う)	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業の実施により、経費（人件費等）の削減や地産地消の推進が図られており、経費削減によって得られた経営資源を活用して保育士等を基準以上に配置し、療育サービスの向上に取り組む自治体もみられた。 ・各自治体では、<u>厚生労働省作成のガイドラインを参考に独自のガイドラインやマニュアルの作成、外部搬入事業者も含め関係者で構成する会議の開催、また、アレルギーのある児童には給食ではなく弁当の持参で対応するなど、給食の外部搬入方式を導入する上での取組がみられる。</u> ・なお、本特定事業が成功するためには、安全・安心な給食を提供できる外部搬入事業者があること、調理施設とセンターとの連携などが挙げられている。 ・給食の提供にあたって、平成29年7月に作成された「<u>児童発達支援ガイドライン</u>」では、<u>医師の指示書に基づき除去食や制限食で対応できる体制を整えることとされているが、回答のあったほぼすべての自治体では、外部搬入事業者と連絡調整を行い「対応している」ことが確認された。</u>加えて該当施設の所長からの回答により、同ガイドラインで求められている取組（施設における自己評価の実施及び公表）が実施されていることも確認された。 ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は平成31年4月に改訂されていることから、<u>新たな取組の実施などその対応状況を確認したところ、回答のあったほぼすべての自治体で対応している又は対応予定であることが確認された。</u> ・施設の児童指導員又は保育士への質問では、良くなった点として、<u>お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどの点が挙げられている。</u> ・児童の保護者からは、<u>良くなった点として、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくてもよく助かっているとの意見があった。</u> ・経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、回答のあった多くの自治体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。 （次項へつづく）	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、<u>当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 関係府省庁の調査では、 ・食事内容について、「給食の献立が多様化された」「アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった」等、外部搬入により得られた効果がある一方で、<u>食物アレルギーのある子どもに対する給食の提供を行うにあたって、アレルギー対応食の取り違いや、アレルゲン食材を使用した献立で納入されるなど、ひやりはっと事例が4例起きていたことが確認された。</u> ・また、<u>外部搬入に関する確認事項等の書面の取り交わしがなされていない自治体も多く、さらにマニュアル等の手順の未整備など、食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にある。</u> ・<u>アレルギー対応食の取り違いやアレルゲン食材が含まれた内容で納入されるという命にかかわるような重大な事案が生じていること、また、特区の認定が20自治体（うち4自治体は未実施）と非常に少なく、全国展開のニーズはあまりないと考えている。とのことであった。</u> 医療・福祉・労働部会においては、<u>全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。</u>	

③規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	宮城県	名取市	なとり児童発達支援センター安心安全給食特区	名取市の全域	本市では、以前より取り組んできた児童発達支援事業を拡大継承しつつ、新たに保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を行うため、福祉型児童発達支援センター（なとり児童発達支援センター）を開所することとした。 当センターは障害のある児童の福祉の中核拠点としての役割を担うこととしているが、児童発達支援事業の定員は小規模である。 そのため、本特例措置を活用し、当センターで提供する給食を外部搬入することで、食事内容の充実や経費の削減を図るとともに、運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の向上を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第62回
2	宮城県	多賀城市	多賀城市児童発達支援センター安心安全給食特区	多賀城市	平成27年4月から設置予定の多賀城市児童発達支援センターは、通所定員30名と小規模であるため、当センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や経費の節減を図るとともに、運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第35回
3	埼玉県	吉川市	吉川市こども発達センター給食搬入特区	吉川市の全域	現在吉川市では、発達障がいに対する認知度や早期段階で療育を受けるニーズが高まっており、要配慮児童やその家族を地域で支援する児童発達支援センターの整備が求められている。しかし、児童発達支援センターに求められる給食の施設内調理は、財政的に過大な負担が生じるため、児童発達支援センター設置の大きな障壁となっている。 特例措置を活用し、給食の外部搬入方式を導入することで、児童発達支援事業所から児童発達支援センターへ移行することができる。これにより、地域の中心的な療育施設として、要配慮児童やその家族に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備等を行い、市内の療育サービスの質の向上、総合的な支援体制の充実を図っていく。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第55回
4	千葉県	千葉県	元気いっぱい障害児給食特区	千葉県の全域	本県における障害児の数は身体障害・知的障害のいずれも毎年増加しており、障害児の人数に比べ施設が不足していることが重要な課題となっている。 そこで、本特例措置を活用し、給食調理業務の経費や業務面での負担を軽減することで、多くの事業主体による新規参入を促すとともに、障害児通所施設から児童発達支援センターへ移行した際の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を図り、もって地域の障害児支援体制の充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第28回
5	東京都	渋谷区	渋谷区児童発達支援センター給食搬入特区	渋谷区の全域	本区における課題は、多様化・複雑化する子どもやその家族の課題に対する支援体制、障がい児とその家族を適切な支援機関につなぐ相談機能の不足であるため、児童発達支援センターを設置し、障がい児やその家族への支援、障がい児を預かる施設への援助・助言等を行う体制を拡充する。 本特例措置の活用により、調理スペースの最小化が図られ、限られたスペースで事業運営を行っている施設の有効活用が可能となるほか、事業運営コストの合理化を図り、センターの人員配置や事業拡大に資金を充てることが可能となり、経営の安定と質の高い療育の充実が期待される。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第60回
6	東京都	北区	北区児童発達支援センター給食搬入特区	東京都北区の区域の全域	現在、児童発達支援事業を実施している北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園については児童発達支援センターに移行し、障害児の相談・療育の拡充を図る予定である。しかしながら自園調理を実施するには、人材確保や少量の食材購入によるコスト増など運営にかかる負担が大きいことから、給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとした。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第52回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
7	東京都	練馬区	練馬区立こども発達支援センター安心安全給食特区	東京都練馬区の全域	練馬区で開設する(仮称)こども発達支援センターは、児童発達支援センターとして、障害児の相談・療育を行う予定である。同センターでは一部の児童へ給食を提供するが、必要となる食数は10食前後である。そこで給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとしたい。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回
8	東京都	江戸川区	児童発達支援センター給食搬入特区	東京都江戸川区の全域	江戸川区は、毎年約5,000人の子どもが出生している子育て世代が多い区である。これまでの早期発見・早期療育などの取組により、児童発達支援事業へのニーズが年々高まっている。 児童発達支援センターの給食を外部搬入することで、調理室スペースの最小化と訓練室・相談室の拡充をするほか、運営コストの合理化にもつながることで、センター全体の経営の安定と利用者のために療育の質の向上を図ることができる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第45回
9	東京都	武蔵野市	武蔵野市児童発達支援センター給食搬入特区	武蔵野市の全域	武蔵野市では、平成21年に開館した「みどりのこども館」において、療育相談や児童発達支援を行うなど発達段階に応じた支援体制を構築している。しかし、近年は、発達に不安を抱える子どもの増加や療育の普及に伴い、療育相談や毎日型の児童発達支援のニーズが増加している。そのため、施設の一部を児童発達支援センターに移行し、機能を拡充することとしているが、児童発達支援センターに義務付けられている施設内調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用し、給食の外部搬入を実施することで、調理スペースを最小化するとともに、相談室の拡充や毎日通園の定員の増員を図る。また、運営コストを合理化し、設備や人員配置等に費用をかけ、療育の質の向上や相談支援等の支援体制の更なる充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第46回
10	東京都	日野市	日野市児童発達支援センター給食搬入特区	東京都日野市の全域	日野市では、平成26年にエール(日野市発達・教育支援センター)を開設し、福祉と教育が一体となって0～18歳までの発達に支援が必要な子どもたちへ相談等「切れ目のない支援」を実施している。しかし関係機関との連携により相談者は増加し、個別のニーズに合わせた支援を実現していくには児童発達支援センターへ機能の移行を図り、あわせて施設内に調理スペースを整備することが課題となってくる。 そこで本特例措置を活用し給食の外部搬入を活用することで、運営コストの省力化と専門員の配置に注力し、支援体制の強化と充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第49回
11	東京都	福生市	福生市児童発達支援センター給食搬入特区	福生市の全域	本市において、児童発達支援事業を利用する障害児は急増しており、需要の増加に迅速に対応すべく児童発達支援センター(以下「センター」という。)を設置することとしたが、施設面及びコスト面においてセンターでの給食の提供が困難な状況である。 特例措置の活用により、給食の外部搬入を実施することで、センターを利用する児童への給食の提供が可能となるだけでなく、運営経費の大幅削減が図られ、経費及び人的資源をセンターに求められている療育事業の充実に充てることができ、市民の福祉の向上に寄与することが可能となる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第62回
12	東京都	稲城市	稲城市児童発達支援センター給食搬入特区	稲城市の全域	本市での児童発達に関する需要は年々増加していることから、児童発達支援センターの機能を内包する発達支援センター分室を開設することとしたが、旧保育施設を改修して小規模で開始するため、施設内での給食調理は設備、運営コスト、人員ともに負担が大きくなっている。 特例措置の活用により、調理スペースの最小化や相談・支援に関わる人員への注力が図られ、既存の公共施設の有効活用による、限られたスペースでの事業運営が可能となる。また、相談支援等の機能性や利便性を高めるため、相談・支援に関わる専門職の充足を図ることにより、利用者の利便性だけでなく、関係機関との更なる連携が図られ、児童発達支援の核として支援の向上も期待される。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第62回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
13	東京都	西東京市	西東京市児童発達支援センター給食搬入特区	西東京市の全域	こどもの発達センターひいらぎは、西東京市における児童発達支援のセンター的な役割を果たしており、児童発達支援センター化することを目指している。しかし、そのためには、児童福祉法の規定による必要な基準において、施設内調理室での給食提供が課題となっている。よって、給食を外部搬入することにより、既存の施設設備を有効に活用し、児童発達支援センター化を進めていくものである。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第52回
14	岐阜県	多治見市	多治見市児童発達支援センター安心安全給食特区	多治見市の全域	多治見市の児童発達支援事業では、幼稚園・保育園と児童発達支援事業所の併行通園を主とした療育体制をとり、園での集団生活により児童が持つ力が十分発揮されるよう支援を行っている。 今般、療育ニーズの多様化等に対応するため、児童発達支援センター新設が決定。新設後も引き続き園での生活を主とすることを想定しており、児童発達支援センターは中核的な施設として更に事業所と連携し児童に対しきめ細かい支援を行うことが求められる。 そこで特例措置を活用し、新設される児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を行い、人件費や調理機器設置等の費用を削減することで、療育サービスの充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第59回
15	愛知県	岡崎市	岡崎市児童発達支援センター給食搬入特区	岡崎市の全域	本市では、障害児通所支援事業の利用希望者が大きく増加しており、児童発達支援センターの増設が必要だが、設置要件である給食の施設内調理は、費用・管理面での負担が大きく、設置に当たり、大きな障壁となっている。 そこで、本特例措置の活用により、給食調理業務の費用・管理面での負担を軽減することで、市の人口規模に応じた設置数に近づけ、中核的な療育拠点の拡充を図るほか、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化が期待される。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第60回
16	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
17	愛知県	日進市	日進市子ども発達支援センター安心安全給食特区	日進市の全域	市内公立保育園から給食を搬入することにより、安全で安心の給食を効率的に提供できる。搬入後、刻み、再加熱等個々の児童に対応した処理については、センター内調理室で行なうことにより、きめ細やかな給食を提供する。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第28回
18	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	田原市では、保育所の給食は、地域の食材を使い安全・安心に配慮した栄養バランスの良いメニューや郷土料理を提供する学校給食センターを活用し、地域に対する誇りや愛着を育む食育や、地産地消の促進を図っている。 これまで、特例措置を活用し、公立保育所で給食の外部搬入を行ってきたが、新たに児童発達支援センターにも給食の外部搬入を行うこととし、引き続き、乳幼児期からの正しい食習慣の定着につなげ、児童の健やかな成長を促進する。また、多様な保育ニーズに対応するため、保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を推進する。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
19	三重県	名張市	名張市ばりっ子発達支援給食特区	名張市の全域	本特例措置を活用し、外部搬入方式により運営することで、事業運営の合理化、運営法人の経営の安定やサービス等の維持向上が図られる。 また、児童発達支援センターにおいて地産地消や食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な栄養バランスのとれた食事を安定的に提供することができ、児童の健やかな成長を促すことができる。	939	・障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回
20	京都府	木津川市	相楽児童発達支援センター給食搬入特区	木津川市の全域	本市では、地域の中核的な療育施設として児童発達支援センターの設置が急務であるが、設置要件のうち、施設内調理による給食提供の実施は費用・管理面の負担が過大となり、障壁となっている。 このため、本特例措置を活用し調理業務の効率化と安定した食事提供体制の確保を図り、節減された経費等を利用することで、より市民ニーズに即した発達支援や相談支援の提供が期待できる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第62回
21	大阪府	交野市	交野市立機能支援センター（児童発達支援センター）安心安全給食特区	交野市の全域	本市では、令和2年度末までに児童発達支援センターの設置を検討している。設置場所としては市直営の機能支援センターにおいて必要な機能を付加し、児童発達支援センターとすることが前提となっている。機能支援センターには給食設備がなく、設備を新設することは、職員配置や設備面で多大な負担となることから、特例による給食の外部搬入が可能となる事で、限られた人的資源を子どもの成長・発達における療育水準の充実の維持などに充当することができる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第50回
22	大阪府	阪南市	阪南市児童発達支援センター安心安全給食特区	阪南市の全域	指定管理者制度で運営している障がい児通園施設は、地域の拠点として、子どもたち一人ひとりの発達の特性に応じた集団及び個別療育を展開している。平成28年4月から施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育施設として児童発達センター化を予定している。現在行っている週2回の給食の外部搬入方式を継続、拡充することで、アレルギー対応等、より食事内容の充実を図り、食育を推進する。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第38回
23	鳥取県	鳥取県	鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区	鳥取県の全域	鳥取県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認め、運営面における給食業務の負担を軽減することで、給食業務の効率化、安定化を図り、また児童発達支援センターの新規設立、療育の向上等を促し、地域における障がい児の支援充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第33回
24	広島県	広島県	広島県児童発達支援センター安心安全給食特区	広島県全域	広島県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認めることで、児童発達支援センターの設備基準における調理室の基準を緩和し、調理業務の効率化を図る。これによって療育業務への職員を充実させるとともに、身近な地域の障害児の療育拠点として期待される児童発達支援センターの新規設立を促進し、地域における障害児の支援充実に取り組む。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第56回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
25	大分県	大分県	大分県児童発達支援センター安心安全給食特区	大分県の全域	身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達支援センターにおいて給食を提供する場合は自施設内調理によることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面の負担が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁となっている。 給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬入することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第35回
26	鹿児島県	伊佐市	伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区	伊佐市の全域	伊佐市子ども発達支援センターにおける児童の給食(昼食1回)について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している市立学校給食センターから搬入する。地元食材を多く利用した安心・安全な給食を提供しつつ、子ども発達支援センター運営の合理化及び安定化につながり、支援内容の充実をはかることができる。また、感覚過敏や食へのこだわりを抱える児童が、少人数で丁寧な支援を行う子ども発達支援センターで学校給食に慣れることで、就学後のスムーズな学校生活へとつなげていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第34回
27	沖縄県	那覇市	那覇市子ども発達支援センター給食搬入特区	那覇市の全域	那覇市子ども発達支援センターでは、障害の多様化や障害児通所支援が年々増加しているため、支援を拡充させる必要があるが、施設面及びコスト面において、センターにある調理室では給食を調理し提供することが困難である。 そこで、本特例措置を活用し給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や組織力の向上及び食育を含む療育サービスの向上を図る。 これにより、身近な地域における療育拠点としての機能が充実し、早期支援・早期療育につながることで、本市における児童発達支援体制の更なる充実を図られる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第59回
28	沖縄県	浦添市	浦添市児童発達支援センター給食搬入特区	浦添市の全域	本市では、近年の発達支援事業ニーズの高まりを受け、障がい福祉関連複合施設内に児童発達支援センターを設置しているが、本施設内で給食の調理ができる調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用して給食を外部搬入することで、調理室スペースの簡略化に加え、運営コストの合理化にもつながり、センター全体の経営安定と地域の中核的な支援拠点としての療育の質の向上、相談支援体制の強化などを図ることが可能となる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第53回

特例措置番号2001の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 特例措置の評価・調査経緯	2
③ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	4

①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成27年8月措置)

特例措置番号 2001

公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

※3歳以上については、公立・私立問わず平成22年6月から全国展開済（現行制度で対応可）

これまで

満三歳未満の園児に対する給食の提供について、公立保育所では特区内に限り、保育所外で調理し搬入することが認められているが、公立幼保連携型認定こども園の給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令： 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項

取り巻く環境の変化

公立幼保連携型認定こども園において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立幼保連携型認定こども園及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

※ 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく公立幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

構造改革特区の活用

公立幼保連携型認定こども園の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- ② 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ③ 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- ④ 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- ⑤ 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑥ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

認定
計画数

13 件（累計）

10 件（令和7年2月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

香川県綾歌郡綾川町

安心・安全の給食特区（令和元年8月認定）

本特例措置の活用により、給食の効率的な提供や経費を削減し、その財源を保育事業や子育て家庭支援に充てることで、子育て支援の充実が図られるほか、地域内のこども園・小学校等で、こどもの発達段階に応じたバランスの取れた給食を提供することにより、一体的な食育の推進が期待される。



②特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年度 (H30.4.24)	その他 (特例措置920の評価結果を踏まえ評価を行う)	<u>関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。</u> <u>評価・調査委員会</u>による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、<u>発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応</u>を行っていることが確認された。 このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている<u>特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。	関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、<u>具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。

特例措置の評価・調査経緯

< 令和3年度 >

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和3年度 (R4.5.13)	その他 (特例措置920の評価結果を踏まえ評価を行う)	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業を実施することにより、<u>材料の給食センターでの一括購入、人件費、光熱水費、消耗品費等の節減効果がみられる。</u>また、<u>地元食材を多く使用することにより、地産地消にもつながっている。</u> ・<u>食物アレルギー児や体調不良児への対応については、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材（卵白不使用麺）や調味料を選択して使用するなどの取組がみられる。</u> ・<u>発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられる。</u> ・<u>食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。</u> 関係府省庁の調査では、 ・外部搬入を実施する園であっても、離乳食については外部搬入を実施していない園が5園（10園中）、離乳食の外部搬入を実施している園においても、通常4段階ある離乳食対応について2園が2段階・3段階の対応。 ・アレルギー児への対応について、いずれの園もアレルギー対応食を調理しているが、5園がその日の献立内容に応じて弁当を持参。 ・<u>食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは9園、生活管理指導表を使用しているのは5園。</u> ・<u>体調不良児に対する給食の対応に係るマニュアルを作成している園は0園。</u>自園調理を実施している園では17%の園が作成。などとなっている。 ・<u>乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供、アレルギー児等への対応等について課題がみられる。</u> としている。 医療・福祉・労働部会においては、<u>全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。</u>	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、<u>当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。</u>

③規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	本町では、幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスのさらなる充実にむけ、「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に据えた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進するものである。	920(一部)2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第10回
2	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部)2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
3	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部)2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回
4	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、交通の利便性、アパート等住宅の建築により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て世帯である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」及び「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園、幼保連携型認定こども園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
5	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなとこなめっ子給食特区	常滑市の全域	本市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部)2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
6	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	本市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。そのため、市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情にあった保育所・幼稚園のあり方を検討し「保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきた。 本特例措置を活用することにより、削減された経費を他の保育サービスに当てることにより、幼児教育・保育内容や食育の充実が期待されるほか、幼保一体化計画の推進を図ることができる。	920(一部)2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
7	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	甲賀市の全域	甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大しており、保育サービスや子育て支援施策の充実を図る必要がある。 本特例措置を活用して、1つの保育所で一括して給食の調理を行い、各保育所・認定こども園へ搬入することにより、調理員配置や材料購入等の合理化を図り、それにより節減された経費で保育士の確保等、保育サービスや子育て支援施策の充実を図ることで、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する。さらに、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の促進や地域の活性化を図る。	920 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第46回
8	兵庫県	市川町	市川町安心安全給食特区	兵庫県神崎郡市川町の全域	市川町は、現在、公立保育所3園において、市川町安心安全給食特区として学校給食共同調理所から外部搬入を行っているが、少子高齢化の進行に伴い、公立の子育て支援施設の再編を行うこととし、その一環として就学前施設再編計画により、平成31年3月に公立保育所3園と幼稚園1園を廃止し、4月に幼保連携型認定こども園を2園開設することとしている。幼児期の食育について、地産地消、栄養士による指導、料理教室など、安心安全な食の提供を継続するためには、衛生面安全面で設備の整った学校給食調理所から給食を外部搬入するほうが効果的であることから、新たに設置される認定こども園でも給食を外部搬入することとし、引き続き、働く親のニーズに添ったサービスの提供に努める。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
9	兵庫県	福崎町	福崎町健康づくり給食特区	兵庫県神崎郡福崎町の全域	本特例措置を活用することで、給食外部搬入方式を可能とし、発育、発達段階に応じた栄養管理や乳幼児期からの一貫した食育の推進を図り、子どもの健康づくりの一助とする。また、地元産食材の供給に取組み、新鮮でより安全安心な給食を提供する。外部搬入方式による一体的運営で節減された経費を保護者のニーズに応じた子育て支援施策の財源とし、保育サービスの充実に努める。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回
10	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡綾川町の一部(綾上、羽床地域)	現在、町立山田こども園(公立幼保連携型認定こども園)及び町立羽床上こども園(公立保育所型認定こども園)の給食については、調理を綾川町綾上学校給食調理場(調理業務民間委託)で行い、搬入することにより、効率的な提供ができ、経費の節減につながっている。その財源を保育事業や子育て家庭の支援に充てることで、子育て支援の充実が図られている。さらに、羽床地域の町立羽床こども園(公立保育所型認定こども園)を追加することでさらなる経費の削減につなげる。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第48回

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和7年2月27日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
いざわ けんじ 伊澤 賢司	EY 新日本有限責任監査法人公認会計士
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
くぼ けんたろう 久保 賢太郎	TMI 総合法律事務所弁護士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 6 年 6 月 28 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**（1）基本理念****③評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第48条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査

委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。